令和5年度 包括外部監査結果報告書

テーマ

「県単独補助金に関する財務事務の執行について」

令和6年3月 熊本県包括外部監査人 本吉 幸雄

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1		1
2	. 監査の対象とした特定の事件(テーマ)	1
	(1) 監査のテーマ	1
	(2) 監査対象部署等	1
3	. 特定の事件の選定理由	1
4	. 外部監査の方法	2
	(1) 監査の視点	2
	(2) 主な監査手続(監査対象補助金の概要把握)	2
	(3) 主な監査手続(関連資料の閲覧と所管課に対する質問)	2
5	. 包括外部監査人及び補助者の選任	3
6	. 外部監査の対象期間	3
7	. 外部監査の実施期間	3
8	. 利害関係の有無	3
9	. その他	3
第2	監査対象の概要	4
1		4
	(1)補助金等の内容及び分類	4
	(2)熊本県の補助金等の状況	4
2	. 熊本県における補助金事務の概要	5
第3	監査の結果及び意見1	.0
Ι.	監査の結果及び意見の総括1	0
${\rm I\hspace{1em}I}$.	監査の結果及び意見の概要1	.0
Ш.	監査対象補助金について1	.5
]	L. 監査対象補助金の選定について1	.5
4	2. 監査対象補助金1	.5
IV.	監査の結果及び意見の各論2	23

1.	所管部局:知事公室	23
2.	所管部局:総務部	26
3.	所管部局:企画振興部	32
4.	所管部局:健康福祉部	58
5.	所管部局:環境生活部	95
6.	所管部局:商工労働部	102
7.	所管部局:観光戦略部	132
8.	所管部局:農林水産部	138
9.	所管部局:土木部	242
	所管部局:教育委員会	
11.	所管部局:警察本部	283
V. 糸	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	288
1.	財産処分に伴う納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	288
2.	補助金交付要項に定める実績報告期限について	290

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象とした特定の事件(テーマ)

(1) 監査のテーマ

県単独補助金に関する財務事務の執行について

(2) 監査対象部署等

知事公室、総務部、企画振興部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、観光戦略部 農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部

3. 特定の事件の選定理由

自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。つまり補助金とは、事業、研究の育成といった公益上必要あると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。熊本県においても独自の施策や事業を実施するため、様々な補助金が交付されており、補助金を支出するに当たっては通常、規則、要綱などを定め、交付手続を明確にしている。

補助金には、交付の根拠が法律などに基づくもの(法律補助)と予算措置のみによるもの(予算補助、本テーマはこちら)がある。また補助金額の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算定するもの(定率補助)と、その他の観点から決定するもの(定額補助)がある。

補助金は、公益性のある事業に対して支出することにより、行政が目的とする政策を間接的に実行しようとするものである。例えば、社会福祉事業のような採算の取れにくい事業や、伝統産業といった衰退する可能性のある産業などに対して支援するものである。しかしながら、一度支出すると既得権益化し濫費に陥りやすいこと、公益上の必要性が抽象的なため補助の要否に関する客観的基準の確立が困難なこと、補助金が補助事業者の自立や事業意欲を減退させ行政に依存する体質になりやすいことなどが問題点として指摘されている。

補助金の原資は税金であり、その交付においては、公益性並びに公平性が求められる。 加えて自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つて は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされていることから、交付した補助金に見合う効果を得なければならない、といえる。

なかでも県単独補助金(県が独自の判断において交付する県単独の財源に基づく補助金)は、類似事例も少なく独自性が強いと考えられることから、公益性・合規性・経済性・ 効率性などの観点から監査を行うことは有用であると判断し令和5年度の包括外部監査 のテーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ①補助対象の適切性、公益上の必要性
- ②県独自の単独補助金としての妥当性
- ③補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
- ④補助金額の算定及び交付時期についての適切性
- ⑤補助事業の実績報告についての適切性
- ⑥補助交付団体への指導・監督についての適切性
- ⑦補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性

(2) 主な監査手続(監査対象補助金の概要把握)

監査対象とした補助金について、各々の事業名称、予算額、交付先件数、交付確 定額などが記載された監査対象事業一覧(県単独補助金・令和4年度交付分)を 県により作成してもらい、各補助金交付要項とともに事業概要を把握した。

(3) 主な監査手続(関連資料の閲覧と所管課に対する質問)

- ①補助金交付に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令などへの合規性、事務手続及び補助金交付の適切性を検証した。
- ②資料の閲覧、担当者への質問を実施し、県が実施する事務手続が、規則に従って 適切に行われているか、誤謬防止のチェック機能が構築されているかについて検 証した。
- ③事業実施結果の概要、実績報告書などの閲覧及び担当者への質問を実施し、事業 実績を検証した。
- ④関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、効果測定の有無及びそのフィード バックについての適切性を検証した。

5. 包括外部監査人及び補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として公認会計士6名を選任し、監査チームを編成した。

包括外部監査人 公認会計士 本吉 幸雄 包括外部監査補助者 公認会計士 庄田 浩一 公認会計士 入江 佳隆 "公認会計士 山下 昌也" 公認会計士 淺山 和也 "公認会計士" 服部 学 公認会計士 中島 正善

6. 外部監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)とする。

ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度についても監査対象期間とした。

7. 外部監査の実施期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

実地調査期間:令和5年8月22日から令和5年11月1日まで

8. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により 記載すべき利害関係はない。

9. その他

監査結果は、「指摘事項」と「意見」に区別して記載した。

「指摘事項」は、主として法令や規則・要項などに違反しているか又は著しく適正性に 欠くと判断したものであり、是正・改善の必要性が認められた事項である。

「意見」は、「指摘事項」までは至らないが改善事項として検討を求める事項である。 なお、報告書中における合計数値などの表示において、原則単位未満切り捨てて端数処 理している。よって、合計数値などとその内訳が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 熊本県の補助金の概要

(1) 補助金等の内容及び分類

地方公共団体における補助金等とは、一般的には歳出予算科目の節の区分において「負担金補助及び交付金」として計上されているものを指し、その中身はさらに負担金、補助金、交付金に分けられる。

補助金とは、事業、研究の育成といった公益上必要あると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。

負担金とは、特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を 負担すべきものとして交付する給付である。補助金、負担金ともに公益性のあるものに対す る給付という点では共通しているが、補助金は反対給付がないのに対し、負担金は一定の利 益を受けることを要件としている点で異なる。

交付金とは、市町村などに県の事務を委任している場合において、その所要経費を交付するものである。負担金、交付金ともに事業または事務の対価として支出する経費である点で補助金と異なる。

熊本県では、「熊本県補助金等交付規則」において、以下のとおり、定めている。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金(別に定めるものを除く。)
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの

(2) 熊本県の補助金等の状況

熊本県には県単独補助金のみを対象とした資料がなく、負担金、交付金を含めた補助金等の状況としては以下のとおりである。この表から、補助金等の占める割合が高く、年々増加傾向にあることが分かる。

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常費用	630, 333	713, 856	778, 363
業務費用	336, 414	370, 598	405, 367
人件費	174, 409	174, 342	176, 378
物件費等	120, 161	155, 370	179, 036
その他の業務費用	41, 843	40, 886	49, 953
移転費用	293, 919	343, 258	372, 996
補助金等	257, 406	308, 933	339, 965
社会保障給付	15, 488	15, 342	14, 925
他会計への繰出金	17, 425	16, 195	16, 489
その他	3, 601	2, 787	1,617
経常収益	30, 563	29, 221	34, 439
使用料及び手数料	12, 536	11,826	11,770
その他	18, 028	17, 395	22, 670
純経常行政コスト	599, 770	684, 634	743, 923

(出所:熊本県の財務書類 一般会計等財務書類 一般会計等行政コスト計算書(PL)を 監査人が一部加工)

2. 熊本県における補助金事務の概要

熊本県では、補助金の事務手続のうち、基本的、共通的な事項を「熊本県補助金等交付規則」に定めている。また、「熊本県補助金等交付規則の施行について(通知)」では、「熊本県補助金等交付規則」の解釈・留意事項などが示されている。

「熊本県補助金等交付規則」は補助金の交付申請や決定、実積報告、補助金等の請求、財産の処分制限、証拠書類の保管などについて、あくまで一般的な規定に留まり、補助対象経費や補助率といった具体的な事項については、事業ごとの要項、要領で定められている。

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金(別に定めるものを除く。)
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その 交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号 の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

- 第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 補助事業等の目的
 - (3) 補助事業等の内容及び経費の配分(第7条において「補助事業等の内容等」という。)
 - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - (5) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、知事は、第 1 項の申請書に記載すべき事項及び前項に規 定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させ ることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及 び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどう か等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補 助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

- 第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) その他知事が必要と認める条件
- 2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付けたときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれ に条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものと する。

~中略~

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等 実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第 15 条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
- 2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。 (補助金等の請求等)

- 第16条 補助事業者等は、補助金等の請求をしようとするとき(補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときを含む。)は、別に定めるところにより、請求書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払に係る請求書の提出があった 場合において、概算払又は前金払をすることが適当であると認めるときは、補助金等の 交付の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

- 第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助 事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係 る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前 2 項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。 (補助金等の返還)
- 第 18 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該 取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その 返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

~中略~

(財産の処分の制限)

- 第 21 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第 22 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるこ

とができる。

(証拠書類の保管)

第23条補助事業者等は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を別に定める期間保管しなければならない。

(出所:熊本県補助金等交付規則より一部抜粋)

第3 監査の結果及び意見

I. 監査の結果及び意見の総括

監査の結果及び意見の監査要点ごとの分類は次のとおりである。指摘事項が 32 項目、意見が 59 項目、合計 91 項目である。なお1つの指摘事項ないし意見で複数の項目にまたがるものがあるため、下記「II. 監査の結果及び意見の概要」の指摘事項・意見の件数とは一致しない。

項目	指摘事項	意 見
① 補助対象の適切性、公益上の必要性	1	0
② 県独自の単独補助金としての妥当性	0	0
③ 補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性	4	28
④ 補助金額の算定及び交付時期についての適切性	4	9
⑤ 補助事業の実績報告についての適切性	4	9
⑥ 補助交付団体への指導・監督についての適切性	19	5
⑦ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性	0	3
⑧ その他	0	5
合計	32	59

Ⅱ. 監査の結果及び意見の概要

各所管課に関する監査の結果、以下 87 件(指摘事項 32 件、意見 55 件)の事項について記載している。所管部局ごとに結果を記載する。

通し	補助金		指摘	意見	頁数			
番号	No.	指摘事項・意見の表題一覧						
IV. 閨	IV. 監査の結果及び意見の各論							
		1. 所管部局:知事公室						
1	1	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	\circ		24			
		2. 所管部局:総務部						
2	4	実績報告の添付書類について		\circ	29			
3	5	補助金交付要項の記載見直しについて		\circ	31			
		3. 所管部局:企画振興部						
4	6	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		34			
5	7	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		37			
6	16	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		51			
7	17-①	財産処分制限に関する規定の不備	0		53			

通し番号	補助金 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
8	17-2	証拠書類の保管期間について	0		55
9	17-3	補助金交付要項における補助対象経費に関する記		0	56
		載の明瞭化について			
		4. 所管部局:健康福祉部			
10	20-①	複数事業年度に渡る事業の実績報告について	0		62
11	20-2	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	\circ		64
12	24	補助金額算定根拠の明確化について		0	71
13	26-①	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		74
14	26-2	処分制限の定めの適用先について		0	74
15	26-3	処分制限のある資産取得状況の把握について		0	75
16	27	業務効率化のための書類様式の共通化について		0	80
17	28	財政状態の確認について		0	82
18	29	財政状態の確認について		0	84
19	30	業務効率化のための書類様式の共通化について		0	86
20	36	実績確認について		0	93
		5. 所管部局:環境生活部			
21	37	研究者の在籍確認について		0	96
22	39	補助金額算定根拠の明確化について		0	99
23	40	補助金額算定根拠の明確化について		0	101
		6. 所管部局: 商工労働部			
24	41	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		104
25	42-①	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	\circ		107
26	42-2	検査調書について		0	107
27	43	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		109
28	44	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の		0	111
		申請要件について			
29	45	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の		0	113
		申請要件について			
30	46	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		115
31	47	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の		0	117
		申請要件について			
32	48	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		118
33	49-①	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		119

通し番号	補助金 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
34	49-2	補助対象企業の要件について	0		119
35	49-3	補助金の割合について	0		122
36	49-4	事業区分の記載について		0	123
37	49-⑤	研究開発業の定義について		0	124
38	50	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		128
		7. 所管部局:観光戦略部			
39	54-①	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		133
40	54-2	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の		0	135
		申請要件について			
41	55	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の		0	137
		申請要件について			
42	56	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の		0	138
		申請要件について			
		8. 所管部局:農林水産部			
43	57	証拠書類の保管期間の定めについて	0		139
44	58	他の要項との整合性について		0	141
45	59	他の要項との整合性について		0	144
46	62-①	雇用形態の判断について		0	148
47	62-2	チェックリストの項目不足について		0	149
48	62-3	事業所の定義について		0	151
49	62-4	補助限度額の算定について	0		152
50	64-1	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	0		157
51	64-2	消費税の申告区分における証拠書類の保管につい て		0	159
52	69	定額支給の補助金について		0	166
53	70	動産総合保険等の保険への加入について		0	168
54	81	補助対象経費の妥当性について		0	182
55	83	交付確定通知書の送付遅延について		0	186
56	84	実績報告書の添付書類について		0	188
57	90, 91 -①	検査復命書の記載事項について		0	197
58	90, 91 -2	概算払の妥当性について		0	198

通し番号	補助金 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘事項	意見	頁数
59	93	事業費算定における消費税額の計算について		0	202
60	94-①	補助事業者の要件について		0	204
61	94-2	補助事業者の要件について		0	205
62	96	変更交付決定の時期について		\circ	208
63	97	消費税の申告区分における証拠書類の保管につい て		0	212
64	98	確認検査における書類の不備及び所管課のチェッ ク不備について	0		214
65	101	補助事業の要領に記載すべき事項について		0	219
66	102	補助事業の要領に記載すべき事項について		0	221
67	105	収支予算書、実績報告書における補助対象経費項 目の記載内容について		0	225
68	115	交付要領の記載について		0	237
		9. 所管部局:土木部			
69	121 -	資産の処分制限に関する要項の見直しについて		0	246
70	121 -	補助金交付前に徴求する書類について		0	247
		10. 所管部局:教育委員会			
71	122 — ①	利益相反取引について	0		249
72	122 –	職務代理権限について	0		251
73	124	補助金交付先自治体における、補助対象経費にか かる消費税の取扱いについて	0		253
74	126 — ①	補助金交付要領における消費税の取扱いに関する 規定の不備	0		256
75	126 — ②	補助金算定上の消費税額の取扱いについて		0	258
76	127 — ①	補助金交付要領における消費税の取扱いに関する 規定の不備	0		261
77	127 — ②	補助金算定上の消費税額の取扱いについて		0	262

通し番号	補助金 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数	
78	130	競技団体から提出された実績報告書の取りまとめ		0	268	
		について				
79	133 —	実績報告について	\circ		273	
	1					
80	133 —	検査調書について	\circ		275	
	2					
81	133 —	補助対象事業の支出について		\circ	276	
	3					
82	133 —	補助対象事業の支出(旅費)について		\circ	277	
	4					
83	133 —	研修会の参加者名簿及び各人の報告書について		\circ	278	
	(5)					
84	133 —	研修会の実施について		\circ	279	
	6					
85	133 —	効果測定について		\circ	280	
	7					
	所管部局:警察本部					
86	135	実績報告の時期について	0		283	
87	136	実績報告の時期について	\circ		285	

また、上記、個別の指摘事項・意見とは別に、統括意見として以下の2件を記載している。

通し	補助金	指摘事項・意見の表題一覧	指摘	意見	頁数
番号	No.	1日间书名。总允少衣烟 見	事項		
	V. 統括意見				
1	_	1. 財産処分に伴う納付額の算定方法と証拠書類		0	287
		の保管期間について			
2	_	2. 補助金交付要項に定める実績報告期限につい		0	289
		て			

Ⅲ. 監査対象補助金について

1. 監査対象補助金の選定について

監査実施にあたり、令和4年度に交付された補助金の概要を把握するため、予備調査を実施し、監査対象補助金の選定を行った。限られた時間の中で効果的かつ効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要があり、以下の条件で監査対象とする補助金を選定した。

- 県単独補助金
- ・1件当たり100万円以上の交付確定額があり、それらの累計額が300万円以上のもの

2. 監查対象補助金

予備調査は、「県単独補助金概要調べ(令和4年度交付分)」を作成して各課に回付し、各々の事業名称、予算額、交付先件数、交付確定額などについて回答を求め概要を把握した。全容を把握した後、選定基準により抽出された補助金は次の「監査対象事業一覧(県単独補助金・令和4年度交付分)」のとおりである。

これを監査対象補助金とした。

令和5年度包括外部監査対象事業一覧(県単独補助金・令和4年度交付分)

(件数:交付先延数、金額:千円)

i	部局名	事業名称	交付先件数	交付確定額	安領: 下円 <i>)</i> 交付確定額
No.	所管課(室)		(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
知事	公室				
1	くまモングルー プ	くまモン活用地域資源創出補助金	4	19,500	19,500
総務	部				
2	総務厚生課	地方職員共済組合熊本県支部健康管 理事業費補助金	1	19,392	19,392
3	私学振興課	熊本県日本私立学校振興・共済事業 団補助金	1	70,260	70,260
4	私学振興課	熊本県私学団体補助金 (退職金資金給付事業)	1	182,095	182,095
5	私学振興課	私立広域通信制高等学校経常費補助 金	2	20,797	20,797
企画	振興部				
6	地域振興課	集落サポートプロジェクト事業補助 金	2	7,491	7,491
7	地域振興課	熊本県移住定住促進すまい支援補助 金	18	13,412	9,853
8	文化企画・世界 遺産推進課	熊本県世界文化遺産登録・維持保全 事業補助金	4	4,294	4,155
9	文化企画・世界 遺産推進課	熊本県文化協会補助金	1	14,052	14,052
10	交通政策課	熊本県湯島地区旅客定期航路運賃割 引事業補助金	1	3,114	3,114
11	交通政策課	熊本県生活航路維持緊急支援事業補 助金	3	19,822	19,822
12	交通政策課	熊本県御所浦地域旅客定期航路運賃 割引事業補助金	1	56,089	56,089
13	交通政策課	熊本県御所浦島民限定交通支援制度 補助金	1	23,413	23,413
14	交通政策課	熊本県運輸(バス)事業振興助成補 助金	1	24,189	24,189
15	交通政策課	熊本県天草エアライン機材維持費補 助金	1	294,809	294,809
16	交通政策課	南阿蘇鉄道復興支援事業費補助金	1	4,222	4,222
17	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業 補助金	1	329,081	329,081
18	交通政策課	熊本県路線バス共同経営推進事業費 補助金	1	7,804	7,804

	部局名	事業名称	交付先件教	交付確定額	交付確定額
No.	所管課 (室)		(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
健康	福祉部				
19	健康危機管理課	感染症指定医療機関(公的病院等) 運営事業費補助金	1	17, 004	17,004
20	高齢者支援課	熊本県老人福祉施設等整備費補助金	1	60,000	60,000
21	高齢者支援課	熊本県軽費老人ホーム事務費補助金	17	504, 709	504, 709
22	高齢者支援課	熊本県介護福祉士修学資金等貸付事 業費補助金	1	7, 472	7, 472
23	高齢者支援課	熊本県明るい長寿社会づくり推進事 業補助金	1	24, 570	24, 570
24	高齢者支援課	熊本県介護保険苦情処理体制整備事 業費補助金	1	3, 060	3, 060
25	子ども未来課	熊本県予備保育士確保促進事業補助 金	6	27, 219	27, 219
26	子ども未来課	子どものための教育・保育給付費地 方単独費用県費補助金	39	954, 019	952, 584
27	子ども未来課	熊本県乳幼児医療費助成事業補助金	44	248, 513	242, 428
28	子ども未来課	熊本県社会福祉施設職員等退職手当 共済事業給付費補助金	1	689, 409	689, 409
29	子ども未来課	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合 会補助金	1	70, 543	70, 543
30	子ども家庭福祉 課	ひとり親家庭等医療費助成事業費補 助金	44	98, 059	98, 059
31	医瘀政策課	御所補診療所等建設支援事業補助金	1	14, 320	14, 320
32	医療政策課	御所補勤務医師等支援事業補助金	1	7, 538	7, 538
33	医療政策課	地域教急医療支援事業費補助金	1	3,028	3, 028
34	医瘀政策課	総合周産期母子医療センター運営費 補助金(単県)	1	15,000	15, 000
35	医瘀政策課	周産期医療施設設備整備事業補助金 (単県)	1	63, 956	63, 956
36	薬務衛生課	危険ドラッグ対策事業補助金	1	3,912	3, 912

	部局名	事業名称	交付先件数	交付確定額	交付確定額
No. 所管課(室)			(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
環境	生活部				
37	環境政策課	外国人水銀研究者育成支援事業費補 助金	1	17,274	17,274
38	環境保全課	水道広域化施設整備利子補給事業	1	15,010	15,010
39	人権同和政策課	部落解放同盟熊本県連合会事業費補助金	1	11,875	11, 875
40	人権同和政策課	全日本同和会熊本県連合会事業費補 助金	1	10,030	10, 030
商工	労働部				
41	商工振興金融課	運輸事業振興助成補助金	1	271,788	271,788
42	商工振興金融課	商店街振興組合指導事業費補助金	1	3,361	3,361
43	商工振興金融課	組織化指導費補助金	1	124,350	124,350
44	労働雇用創生課	シルバー人材センター連合会補助金	1	7,474	7,474
45	産業支援課	熊本県事業革新支援事業費補助金	1	68,970	68,970
46	産業支援課	熊本県地場企業立地促進補助金	5	98,301	98,301
47	産業支援課	リーディング企業創出支援事業費補 助金	1	38,104	38,104
48	産業支援課	リーディング企業育成支援事業費補 助金(投資分)	1	14,744	14,744
49	企業立地課	企業立地促進補助金	20	2,344,971	2,344,971
50	企業立地課	産業支援サービス業等立地促進補助 金	5	70,528	70,419
51	企業立地課	市町村工業団地整備促進補助金	3	21,222	21,222
52	企業立地課	国際コンテナ利用拡大助成事業補助 金	2	108,845	108,845
53	企業立地課	国際コンテナ航路開設等助成事業助 成金	1	20,210	20,210
奈良 ゾー	To Small				
980308C	· 戦略部 	コニークベニュー利用促進事業費補			
54	観光企画課	助金	1	10,000	10,000
55	販路拡大ビジネ ス課	熊本県農畜産物輸出促進協議会事業 費補助金	1	9,400	9,400
56	販路拡大ビジネ ス課	くまもと県産酒普及推進補助金	1	3,000	3,000

	部局名	事業名称	交付先件数	交付確定額	交付確定額
Na.	所管課 (室)		(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
農材	水産部				
57	団体支援課	漁業近代化資金融通対策費	6	14, 338	12,680
58	団体支援課	農業近代化資金等助成費	19	224, 944	224, 786
59	団体支援課	農業経営負担軽減支援資金助成費	8	5, 315	3, 033
60	団体支援課	赤襉特約掛金補助事業	1	18, 774	18, 744
61	団体支援課	漁業共済加入促進支援事業 (漁業共済掛金補助事業)	3	5, 166	4, 266
62	流通アグリビジ ネス課	企業の農業参入トータルサポート事業 (参入企業スタートアップ支援事業)	3	11 , 448	11, 148
63	流通アグリビジ ネス課	企業の農業参入トータルサポート事業 (参入企業ステップアップ支援事業)	2	21,007	20, 568
64	農業技術課	地下水と土を育む農業育成事業	15	14, 736	10,896
65	農産園芸課	地域特産物産地づくり支援対策事業 補助	6	6, 251	5, 431
66	農産園芸課	いぐさ産地総合支援事業	5	7, 275	5, 675
67	農産園芸課	くまもとの米・麦・大豆魅力発信・ 競争力強化事業	3	12, 629	12, 452
68	農産園芸課	くまさんの輝き拡大戦略事業	9	19, 945	18,000
69	農産園芸課	熊本県青果物消費拡大協議会補助事 業	1	7, 093	7, 093
70	農産園芸課	くまもと土地利用型農業競争力強化 支援事業	23	57, 122	55, 214
71	農産園芸課	水田産地化総合推進事業	47	36, 293	25, 067
72	畜産課	くまもと畜産物流通戦略対策事業 (食肉流通体制強化推進事業)	1	6, 742	6, 742
73	畜産課	家畜畜産物価格安定対策事業 (肉用子牛価格安定事業)	1	25, 258	25, 258
74	畜産課	家畜畜産物価格安定対策事業 (肉豚価格安定事業)	1	33, 401	33, 401
75	畜産課	家畜畜産物価格安定対策事業 (幾卵価格安定事業)	1	4, 755	4, 755
76	畜産課	家畜改良增殖総合対策事業 (全国和 牛能力共進会出品体制強化事業)	1	4, 629	4, 629
77	畜産課	家畜生産基盤総合対策事業 (乳用牛 群検定普及定着化事業)	1	11, 140	11, 140
78	畜産課	家畜改良增殖総合対策事業 (家畜導入事業)	7	34, 704	34, 060
79	畜産課	家畜伝染病防疫対策事業 (熊本県自 衛防疫強化総合対策事業)	1	3, 600	3, 600
80	畜産課	熊本県獣医師確保修学資金給付事業	1	19, 310	19, 310

	部局名	事業名称	交付先件数	交付確定額	交付確定額
No.	所管課 (室)		(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
81	農地・担い手支 援課	農業委員会等振興助成費事業(農業 会議活動補助事業)	1	4, 423	4, 423
82	農地・担い手支 援課	担い手育成支援事業	28	26, 577	11, 080
83	農地整備課	中山間地域基盤整備加速化事業	7	16, 909	16, 909
84	農地整備課	県管理土地改良施設等総合マネジメント 事業(農業用ため池管理保全事業)	1	5, 000	5, 000
85	農地整備課	○○事業費補助	_	-	_
86	むらづくり課	中山間農業モデル地区強化事業	17	78, 344	78, 344
87	むらづくり課	スーパー中山間地域創生事業補助金	3	20, 211	20, 211
88	むらづくり課	えづけSTOP!鳥獣被害対策事業 補助	11	8, 164	4, 197
89	森林整備課	防災・減災・景観保全森林整備事業	13	155, 497	123, 410
90	太	かサルフのカグ本せべくり 東光	28	105 002	152,002
91	森林整備課	次世代につなぐ森林づくり事業	20	195, 993	153, 003
92	森林整備課	林建・異業種連携森林整備促進事業	1	12, 051	12, 051
93	林業振興課	くまもとの木とふれあう木育推進事 業	13	8, 200	4, 000
94	林業振興課	くまもと林業経営者スタートアップ 支援事業	5	6, 720	4, 763
95	林業振興課	地域の森を守り育てる担い手育成支 援事業	3	7, 312	6, 908
96	林業振興課	木質バイオマスエネルギー対策事業	1	26, 782	26, 782
97	林業振興課	くまもとの木を活かす木造住宅等推 進事業	2	54, 190	58, 724
98	林業振興課	くまもと間伐材利活用推進事業	30	89, 587	83, 175
99	林業振興課	くまもと県産木材SCM構築対策事業	1	11, 033	11, 033
100	林業振興課	竹たけのこ生産支援事業	2	5, 496	5, 197
101	森林保全課	シカによる森林被害地域対策支援事 業	4	4, 796	4, 640
102	森林保全課	熊本県県民の未来につなぐ森づくり 事業 (森林公園の整備・機能充実)	15	24, 387	22, 127
103	★+ 4-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-	光电光小 (十四十4 光) 本来	10	00.001	00.001
104	森林保全課	単県治山(市町村営)事業	12	80, 261	80, 261

	部局名	事業名称	交付先件数	交付確定額	交付確定額
No.	所管課 (室)		(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
105	水産振興課	持続的養殖生産推進事業 (暴風雪被害の資材撤去事業分)	1	7, 158	7, 158
106	水産振興課	漁民の森づくり事業	5	6, 033	6, 033
107	水産振興課	稼げる水産業づくり推進事業 (稼げる水産業づくり事業)	6	5, 277	3, 614
108	水産振興課	有明海・八代海再生事業	1	4, 513	4, 513
109	水産振興課	さかなを守り育む豊かな海づくり事業 (共同放流事業)	1	47, 748	47, 748
110	水産振興課	赤潮対策事業費 (赤潮早期対策事業)	1	3, 879	3, 879
111	水産振興課	くまもとの魚海外市場ターゲット事 業	2	4, 000	4,000
112	水産振興課	熊本県産アサリブランド再生事業 (産地偽装防止プロジェクト)	2	33, 215	33, 215
113	水産振興課	熊本県産アサリブランド再生事業 (県産アサリの出荷停止・販売再構築)	1	31, 649	31,649
114	水産振興課	熊本県アサリブランド再生事業 (熊本県産アサリ保護対策)	1	11, 474	11, 474
115	水産振興課	純粋な県産あさりの流通戦略推進事 業	1	4, 012	4, 012
116	水産振興課	県産あさり資源回復事業 (あさり資源特別回復区域)	1	3, 440	3, 440
117	水産振興課	県産あさり資源回復事業 (あさり資源育成促進区域)	13	12, 780	9, 600
118	水産振興課	赤潮被害経営再建緊急支援事業 (赤潮駆除剤)	1	4, 320	4, 320
土木	部				
119	都市計画課	熊本県駅周辺街路支援事業補助金	1	15, 229	15, 229
120	下水環境課	熊本県浄化槽整備事業等補助金	35	98, 919	94, 900
121	砂防課	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事 業補助金	27	79, 515	79, 515
出納	 局				
	(該当なし)				

	部局名	事業名称	交付先件数	交付確定額	交付確定額
No.	所管課 (室)		(全て)	(全て)	(100万円以上の累計額 が300万円以上)
教育	委員会				
122	教育政策課	教職員福利厚生事業補助金	1	55, 764	55, 764
123	高校教育課	高校再編整備に伴う通学支援に係る 保護者団体補助金	7	66, 849	66, 849
124	高校教育課	高校再編整備に伴う通学支援に係る 路線バス運行補助金	1	14, 817	14, 817
125	高校教育課	熊本地震に伴う通学支援に係る保護 者団体補助金	2	14, 666	14, 666
126	高校教育課	熊本地震に伴う通学支援に係る路線 バス運行補助事業補助金	1	9, 753	9, 753
127	高校教育課	「7月豪雨に伴う通学支援に係る代 替輸送バス運行補助事業」補助金	1	207, 518	207, 518
128	体育保健課	高等学校体育連盟育成補助事業	1	6, 160	6, 160
129	体育保健課	競技スポーツ振興費補助事業	1	73, 900	73, 900
130	体育保健課	子どものスポーツ環境整備支援事業	1	18, 050	18, 050
131	体育保健課	国民体育大会第42回九州ブロック 大会開催に関する補助事業	1	35, 657	35, 657
132	義務教育課	「水俣に学ぶ肥後っ子教室」補助金	39	22, 365	11, 362
133	人権同和教育課	熊本県人権同和教育関係団体補助事業	4	10, 914	10, 159
134	文化課	熊本県文化財保存整備費補助金 (文化財保存事業)	10	21, 301	18, 769
警察	本部				
135	広報県民課	公益社団くまもと被害者支援セン ター事業補助金	1	3, 800	3, 800
136	組織犯罪対策課	公益財団法人熊本県暴力追放運動推 進センター事業補助金	1	13, 410	13, 410

(出所:熊本県作成のものを監査人が一部加工)

IV. 監査の結果及び意見の各論

以下、所管部局ごとに結果を記載する。なお県単独補助金を対象としているが、途中で国費の入った補助金に変更となった事業がある。No. 43「熊本県組織化指導費補助金」、No. 96「木質バイオマスエネルギー対策事業」と No. 112「熊本県産アサリブランド再生事業(産地偽装)」がこれに該当する。

1. 所管部局:知事公室

(1)補助金の概要

No.	1
補助事業名称	くまモン活用地域資源創出補助金
所管課	知事公室 くまモングループ
開始年度	令和4年度
終了年度	令和5年度(予定)
補助目的	県内各地域の資源(自然・食・文化等の地域資源)とくまモンがコラボ
	レーションすることで、新たな地域資源を創出、または、その磨き上げ
	を行い、その地域の宝となる資源を将来にわたって活用し、交流人口の
	増加や地域の魅力発信を行う取組みを支援するため。
補助対象事業の	くまモンの世界観を県内隅々まで浸透させるため、県内各地の地域資
概要	源とくまモンを掛け合わせることにより、当該地域の活性化につなが
	る新たなコンテンツ (観光名所等) を創出するための初期費用に対する
	補助。
交付要綱などの	令和4年度(2022年度)くまモン活用地域資源創出補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	市町村等(市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、か
	つ中心となって運営する実行委員会・協議会等)
補助対象経費	地域の活性化につながる新たなコンテンツ (観光名所等) を創出するた
	めの事業(補助対象事業)実施に要する経費
補助率	補助対象経費の 3/4 以内
補助金の効果測	本事業で実施した体験コンテンツ等の参加事業者数、当該地域へ訪れ
定方法	た来訪者数等。

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※			20, 000

交付確定額		19, 500
交付先件数		4

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	0	\circ	\circ	0	-

4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

「令和4年度(2022年度)くまモン活用地域資源創出補助金交付要項」によると

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 21 条第 2 項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管)

第 18 条 規則第 23 条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

と定められている。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている(一部抜粋)。

1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助

事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする(有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。)。

2 補助金返還の取扱い

上記1により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の 承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただ し、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、 この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合(①、②以外の財産処分を含む。)にあっては、個別に 財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額)に総事業費(補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。)に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあっては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額(土地等の場合は県補助額)とを比較していずれか高い方の額とする。

② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し (廃棄) の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 (土地等の場合は県補助額)とする。

<問題点>

財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、補助金の返還や売却代金の全部または一部を県に納付すべきかが定かではない。

また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を 財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過 ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

そもそもこれについては、平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和 4 年度(2022 年度)くまモン活用地域資源創出補助金交付要項」に、反映されていなかった。

<改善策>

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。 証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間また は5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

2. 所管部局:総務部

(1)補助金の概要

N	0
No.	2
補助事業名称	地方職員共済組合熊本県支部健康管理事業費補助金
所管課	総務部 総務厚生課
開始年度	平成 22 年度
終了年度	未定
補助目的	熊本県職員の福利厚生の推進を図るため、地方職員共済組合熊本県支
	部が行う事業に対し、補助金を交付する。
補助対象事業の	地方職員共済組合熊本県支部が行う熊本県職員を対象とした以下の事
概要	業について費用の一部を補助する。
	①人間ドック②精密再検査③メンタルヘルス相談
交付要綱などの	地方職員共済組合熊本県支部健康管理事業費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	地方職員共済組合熊本県支部
補助対象経費	地方職員共済組合熊本県支部が行う熊本県職員を対象とした以下の事
	業について費用の一部を補助する。
	①人間ドック②精密再検査③メンタルヘルス相談
補助率	①人間ドック:職員一人あたり8千円
	②精密再検査
	補助対象事業に要する経費(1人あたり上限5千円)の 1/3
	③メンタルヘルス相談
	補助対象事業に要する経費(1相談あたり上限 10 千円)の 1/3
補助金の効果測	・KPI は設定しておらず、効果測定はしてない。
定方法	・なお、上記事業は、地方職員共済組合熊本県支部と一般財団法人熊本
	県職員互助会も費用負担をしており、特に人間ドックの助成額(1人
	あたり8千円)は県が事業主として実施する健康診断と比較しても
	安価である。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	23, 760	21, 324	20, 250
交付確定額	19, 626	19, 115	19, 392

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	0	_	0	0	_

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

No.	3
補助事業名称	熊本県日本私立学校振興・共済事業団補助金
所管課	総務部 私学振興課
開始年度	昭和 41 年度
終了年度	未定
補助目的	私立学校教職員及び学校法人の負担の軽減を図り、福利厚生の充実に
	資する。
補助対象事業の	退職した私立学校教職員への年金支給事業を行っている日本私立学
概要	校・共済事業団に対し、私立学校教職員と学校法人は保険料を支払って
	いるが、その一部を補助することにより、私立学校教職員及び学校法人
	の負担軽減を図り、福利厚生の充実に資する。
交付要綱などの	熊本県日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要項
名称	熊本県補助金等交付規則
主な補助対象者	日本私立学校・共済事業団
補助対象経費	私学事業団の長期給付事業に要する経費のうち、県内にある高等学校、
	中学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の教職員に係る経費
補助率	標準給与の 5/1,000 (高等学校・中学校・幼稚園)
	標準給与の 7/1,000(専修学校・各種学校)
補助金の効果測	学校経営の安定化。
定方法	

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	69, 246	72, 224	72, 494
交付確定額	68, 032	68, 910	70, 260
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	_	_	0	0	_

(4)監査の結果及び意見 該当なし。

(1)補助金の概要

(1) 補助金の風	
No.	4
補助事業名称	熊本県私学団体補助金(退職金資金給付事業)
所管課	総務部 私学振興課
開始年度	昭和 49 年度
終了年度	未定
補助目的	私立学校教職員の身分の安定化を図り、もって優秀な教職員の確保に
	より私学教育の振興を目指す。
補助対象事業の	県内の私立中学校、高等学校、専修学校、各種学校で構成される(一社)
概要	熊本県私学教育振興会が行う教職員退職金資金給付事業に対して補助
	を行う。
交付要綱などの	熊本県私学団体補助金交付要項
名称	熊本県補助金等交付規則
主な補助対象者	(一社) 熊本県私学教育振興会
補助対象経費	私立中学校、高等学校、専修学校、各種学校の教職員に係る退職金資金
	給付を内容とする退職金資金給付事業に要する経費。
補助率	標準給与の 35/1,000 (中学校・高等学校)
	標準給与の 30/1,000(専修学校・各種学校)
補助金の効果測	効果測定は困難なため実施していない。
定方法	

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	180, 367	181, 367	182, 095
交付確定額	180, 367	181, 367	182, 095
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見	
表題	実績報告の添付書類について	
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性	
	・県独自の単独補助金としての妥当性	
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性	
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性	
	・補助事業の実績報告についての適切性	
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性	
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性	
	・その他	

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県私学団体補助金交付要項」においては、補助事業の実績報告について下記のとおり定めている。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による補助事業の実績報告は、補助金実績報告書(別記第5号 様式)により行うものとする。

- 2 規則第13条に規定する添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- 3 第 1 項の実績報告書の提出期限は当該年度の 3 月 31 日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、3 月 31 日が県の休日に当たるときは、県の休日の前日をもってその提出期限とする。

令和4年度の本事業の実績報告書を確認したところ、収支決算書は、3月31日時点で確 定していないため、法人の見込みの貸借対照表を用いて実績報告が行われている。

<問題点>

実績報告の趣旨は、(一社) 熊本県私学教育振興会の教職員退職金資金給付事業において、 当該補助金が適切に使用されているかどうかへの確認と考えられる。

3月31日時点では、法人の決算は確定しておらず、決算整理などにより残高が変動することも考えられる。

また、当該補助金は概算払いによって既に支出されており、実績報告は事後的に使途の適切性を確認する手続きであることから、見込みの貸借対照表を用いて実績確認を行う必然性はなく、確定された決算書に基づいて実績を確認すればよい。

<改善策>

見込みの貸借対照表を用いている理由は、提出期限が3月31日とされており、当該期限 に間に合わせるためである。

No. 5 「私立広域通信制高等学校経常費補助金」においては、翌年度において確定した決算書をもって実績報告が行われており、同様に確定した決算書をもって実績確認を行うことが望ましい。

また、この場合、「熊本県私学団体補助金交付要項」における実績報告期限の見直しを行うことが必要と考えられる。

(1) 補助金の概要

(1) 補助並の城	
No.	5
補助事業名称	私立広域通信制高等学校経常費補助金
所管課	総務部 私学振興課
開始年度	昭和 51 年度
終了年度	未定
補助目的	学校教育における私立学校の重要な役割に鑑み、私立学校の教育条件
	の維持、向上及び経営の健全化を図るとともに在学する生徒の就学上
	の経済的負担を軽減し、もって私立学校の健全な発展に資する。
補助対象事業の	広域通信制課程を置く高等学校を設置する学校法人に対し、経常費の
概要	一部を予算の範囲内において交付する。
交付要綱などの	熊本県私立広域通信制高等学校経常費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	広域通信制課程を置く高等学校を設置する学校法人
補助対象経費	学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)第 10 条に規定する資

	-		
	金収支計算書に記載する次の各号の支出科目に対応する経費		
	(1)人件費支出(役員報酬支出、退職金支出を除く。)		
	(2) 教育研究経費支出(奨学費支出を除く。)		
	(3)管理経費支出		
	(4)借入金等利息支出		
	(5) 設備関係支出		
補助率	要項添付の配分基準のとおり		
補助金の効果測	経常費の補助であり効果測定は困難であることから特に実施していな		
定方法	٧٠°		

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	23, 036	26, 212	26, 211
交付確定額	14, 955	19, 988	20, 797
交付先件数	2	2	2

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	

(4) 監査の結果及び意見

(= / max / //p/ +// = /m/ +// +// +// +// +// +// +// +// +//				
指摘·意見区分	指摘事項・意見			
表題	補助金交付要項の記載見直しについて			
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性			
	・県独自の単独補助金としての妥当性			
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性			
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性			
	・補助事業の実績報告についての適切性			
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性			
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性			
	・その他(交付要項記載の不備)			

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県私立広域通信制高等学校経常費補助金交付要項」においては、補助事業の実績報

告について下記のとおり定めている。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)事業実績書 別記第6号様式
- (2) 収支計算書
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日とし、 その提出部数は、1部とする。

令和4年度における当該補助金の実績報告資料を確認したところ、実績報告は令和5年 7月に実施されている。

これは、実績報告に添付する収支計算書について、公認会計士の監査済みの書類の提出を求めているためであり、監査が終了しないと入手できず妥当な理由と考えられる。

<問題点>

実績報告の方法については、確定した決算書を入手して補助事業の実施状況を確認して おり、適切な方法と考えられるが、形式的に補助金交付要項に従った処理となっていない。

<改善策>

「熊本県補助金等交付規則」には、実績報告について、「補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けた時を含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等の実績報告に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。 補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。」と定めてあり、原則的には会計年度が終了したら実績報告が求められていると解される。

一方で、当該補助金が年度を超えて交付確定を行えると判断した根拠として、関係課に確認を実施し「支出負担行為をした日の属する年度内に全額概算払いを行っており、次年度に交付確定しても前年度会計区分となるため可能」としている。このような扱いが認められているのであれば、交付要項に定める提出期限を次年度以降の日付に変更することが望ましい。

3. 所管部局:企画振興部

(1)補助金の概要

No.	6
補助事業名称	集落サポートプロジェクト事業補助金
所管課	企画振興部 地域振興課

開始年度	平成 28 年度		
終了年度	令和4年度		
補助目的	過疎集落等の維持・活性化に対する取組みへの支援。		
補助対象事業の	人口減少・高齢化の進展により、集落での生活維持が困難となる中で、		
概要	市町村がモデル的に取り組む集落の維持・活性化に資する取組みを支		
	援するために補助を実施。		
交付要綱などの	集落サポートプロジェクト事業補助金交付要項		
名称			
主な補助対象者	市町村		
補助対象経費	補助事業を事業実施者が実施するために要する経費のうち次に掲げる		
	補助対象外経費を除いたものとする。		
	(1)団体の組織や施設の運営に要する経費		
	(2)飲食に要する経費		
	(3) 出資、出捐、貸付に要する経費		
	(4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費		
	(5) 施設整備及び備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の		
	諸経費		
	(6) その他知事が不適当と認める経費		
補助率	補助対象経費の10/10。車両購入や固定資産の購入費については、限		
	度額の1/2以内の額とする。ただし、事業費が限度額に満たない場合		
	は、事業費の1/2以内の額とする。		
補助金の効果測	集落の維持・活性化にモデル的に取り組む地域数。		
定方法			

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	14, 250	10,000	10,000
交付確定額	13, 509	6, 195	7, 491
交付先件数	4	2	2

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

(五) 血且 ジルス				
指摘·意見区分	指摘事項・意見			
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について			
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性			
	・県独自の単独補助金としての妥当性			
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性			
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性			
	・補助事業の実績報告についての適切性			
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性			
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性			
	・その他			

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県補助金等交付規則」によると

(財産の処分の制限)

- 第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2. 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

と定められている。

「令和4年度(2022年度)集落サポートプロジェクト事業補助金交付要項」によると

(財産処分の制限)

第 21 条 規則第 21 条第 2 項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する 省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管期間)

第 23 条 規則第 23 条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

と定められている。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている(一部抜粋)。

- 1 財産処分承認の取扱い
- (1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に

対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から 概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助 事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする(有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。)。

2 補助金返還の取扱い

上記1により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の 承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただ し、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、 この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合(①、②以外の財産処分を含む。)にあっては、個別に 財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額)に総事業費(補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。)に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあっては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額(土地等の場合は県補助額)とを比較していずれか高い方の額とする。

② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し(廃棄)の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 (土地等の場合は県補助額)とする。

<問題点>

財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に目的外使用や譲渡などの財産処分を行おうとする場合、補助金返還の必要性の有無(必要な場合は返還額の算定方法)が定かではない。

また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を 財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過 ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

そもそもこれについては、平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和 4 年度(2022 年度)集落サポートプロジェクト事業補助金交付要項」に、反映されていなかった。

<改善策>

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。

証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

No.	7			
補助事業名称	熊本県移住定住促進する	まい支援補助事業		
所管課	企画振興部 地域振興語	果		
開始年度	令和3年度			
終了年度	未定			
補助目的	市町村が移住者向けに実施する「すまい」確保等に関する支援を行うことにより、移住定住の推進を図ることを目的とする。			
補助対象事業の 概要	市町村が移住者向けに お試し住宅等の整備に		R支援や、市町村が行う	
		ヽ支援金(ソフト) ヽ支援金(ハード) レ住宅等整備補助		
交付要綱などの	令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進す	けまい支援補助金交付要	
名称	項			
主な補助対象者	県内 45 市町村			
補助対象経費	①すまい支援金 (ソフト) 移住者の「すまい」に関するソフト面を対象とした市町村支援策への補助例) 引っ越し、家財撤去等の支援②すまい支援金 (ハード) 移住者の「すまい」に関するハード面を対象とした市町村支援策への補助例) 住宅リフォーム、新築・中古住宅取得等の支援③お試し住宅等整備市町村所有物件又は市町村が管理する賃貸物件のリフォーム費用等への補助			
補助率				
	補助対象事業	補助率	補助上限	
	すまい支援金(ソフ	1/2 以内	500 千円	
		空き家バンク制度利 用の場合:3/4以内	空き家バンク制度利 用の場合:1,000千円	
	すまい支援金(ハー	1/2 以内	1,000 千円	
	ド)	空き家バンク制度利	空き家バンク制度利	
		用の場合:3/4以内	用の場合:2,000千円	

	お試し住宅等整備補	1/2 以内	1,000 千円
	助		空家対策計画策定済
			の場合:2,000 千円
補助金の効果測	本補助の交付により移住	主した者の数。	
定方法			

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※		30,000	30,000
交付確定額		6, 318	13, 412
交付先件数		11 市町村 20 件	12 市町村 18 件

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見	
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性	
	・県独自の単独補助金としての妥当性	
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性	
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性	
	・補助事業の実績報告についての適切性	
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性	
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性	
	・その他	

<発見した事実もしくは現状>

財産処分の制限、補助金の返還及び証拠書類の保管期間については、「令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項」において、以下のとおり定められている。

(補助金の返還)

第19条 規則第17条及び第18条に定める補助金の交付の決定の全部又は一部取り消し に係る補助金返還については次のとおり取り扱う。

補助年度から5年度以内に県外からの移住者以外の者向けの住宅として利用されることが明らかになった場合、その年度数に応じて返還を行う。ただし、補助年度以内に明らかになった場合やその他虚偽による申請があった場合は、補助金額の全額を返還するものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間、又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(証拠書類の保管)

第21条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている(一部抜粋)。

1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする(有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。)。

2 補助金返還の取扱い

上記1により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の 承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただ し、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、 この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合(①、②以外の財産処分を含む。)にあっては、個別に 財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額)に総事業費(補助基準額を

超える補助事業者負担分を含む。)に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、 補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産 の処分の場合にあっては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存 年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じ て得た額(土地等の場合は県補助額)とを比較していずれか高い方の額とする。

② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し (廃棄) の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 (土地等の場合は県補助額)とする。

<問題点>

「令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項」第20条において、財産処分の制限は最長10年となっているものの、交付要項第19条においては、補助金の返還要件として「補助年度から5年度以内に県外からの移住者以外の者向けの住宅として利用されることが明らかになった場合」としか言及されていないため、例えば別の県外からの移住者への売却があった場合や、6年目以降に売却があった場合、補助金の返還や売却代金の全部または一部を県に納付すべきかが定かではない。

また、「令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項」第19条及び第20条の規定は、『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』において、有償譲渡や有償貸付の場合は取得後10年経過後であっても補助金返還義務は免除されない旨、規定されていることとも整合していない。

さらに、令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項第21条においては、証拠書類の保管期間は5年とされているため、仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目以降に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

<改善策>

財産処分制限期間内に売却があった場合の納付額の算定方法について、補助金交付要項 で明確にすべきである。

また、問題点に記載したとおり、『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』によると、有償譲渡の場合は取得後10年経過後であっても補助金返還義務は免除されないことから、財産処分制限期間である10年を超えて売却がなされた場合についての取扱いについても明確にすべきである。

そのうえで、証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、財産の処分制 限及び補助金の返還と合わせた期間にすべきである。

(1)補助金の概要

No.	8
補助事業名称	熊本県世界文化遺産・維持保全事業補助金
所管課	企画振興部 文化企画・世界遺産推進課
開始年度	平成 21 年度
終了年度	未定
補助目的	世界文化遺産の登録推進及び構成資産の維持保全・活用を目的とする。
補助対象事業の	補助対象事業は、次に掲げる世界文化遺産を構成又は登録推進する資
概要	産の顕著で普遍的な価値の保全・活用に要する調査・各種計画策定
	等、その他知事が必要と認める事業とする。
	(1)明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(三井三
	池炭鉱跡万田坑跡・三井三池炭鉱専用鉄道敷跡・三角西港)
	(2)長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(天草の﨑津集落)
	(3)阿蘇の世界文化遺産登録推進関連資産
交付要綱などの	令和4年度(2022年度)熊本県世界文化遺産登録・維持保全事業補助
名称	金交付要項
主な補助対象者	世界文化遺産の構成資産を保有する自治体(荒尾市、宇城市、天草市)
	及び世界文化遺産登録を推進する自治体(阿蘇市、南小国町、小国町、
	産山村、高森町、西原村、南阿蘇村)
補助対象経費	報酬、共済費、報償費、旅費 (職員旅費を除く。)、需用費(印刷製本費、
	調査用具費及び調査に係る写真現像費とし、事務用品、コピー用紙及び
	図書購入費を除く。)、役務費(郵便料を除く。)、委託料、使用料及び賃
	借料、工事請負費、原材料費その他必要と認められる経費
補助率	補助対象経費の 1/2 以内(国庫補助対象事業の場合は、対象経費から
	国庫補助額を減じた額の 1/2 以内)
補助金の効果測	世界文化遺産既登録資産の適正な維持保全・活用状況、及び阿蘇の提案
定方法	資産範囲の適正な維持保全及び活用状況により効果を測定。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	7, 900	6,000	5, 626
交付確定額	6, 621	4, 405	4, 294
交付先件数	4	4	4

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

No.	9
補助事業名称	熊本県文化協会補助金
所管課	企画振興部 文化企画・世界遺産推進課
開始年度	昭和 40 年度
終了年度	未定
補助目的	県内の文化団体を総括する熊本県文化協会の事業を通じて、県内の文
	化振興を図るため。
補助対象事業の	熊本県文化協会が行う文化事業。
概要	【主な事業】
	熊本県芸術文化祭、新人演奏会、文化懇話会賞や荒木精之記念文化功
	労者等の顕彰事業、加盟民間団体への助成、市町村文化協会への助成
	(地域芸術振興交付金) 等
交付要綱などの	令和4年度(2022年度)熊本県文化協会補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	熊本県文化協会
補助対象経費	補助事業者が行う文化事業に直接必要な賃金、報償費、旅費、需用費
	(消耗品費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費 (通信運搬費)、使用料、
	賃借料、負担金及び補助金に要する経費。ただし、補助金については、
	補助事業者が、芸術文化事業を行う団体(補助事業者に加盟している団
	体に限る。)、熊本県文化懇話会又は一般財団法人熊本県芸術文化振興
	会に助成する場合に限るものとする。
補助率	14,052 千円以内 (定額)
補助金の効果測	熊本県芸術文化祭、新人演奏会等の参加者数。
定方法	

年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
----------------------	----	-------	-------	-------

予算額※	14, 052	14, 052	14, 052
交付確定額	14, 052	14, 052	14, 052
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	\circ	\circ	\circ	_	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

No.	10
補助事業名称	熊本県湯島地区旅客定期航路運賃割引事業補助金
所管課	企画振興部 交通政策課
開始年度	令和2年度
終了年度	未定
補助目的	湯島地域の島民等の移動に伴う経済的な負担を軽減させるため。
補助対象事業の	湯島地区において、上天草市が住民の旅客定期航路事業に係る運賃負
概要	担軽減を目的として補助を行う事業。
交付要綱などの	熊本県湯島地区旅客定期航路運賃割引事業補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	上天草市
補助対象経費	航路運賃と上天草地域における陸上公共交通機関の運賃を勘案して協
	議会が認める運賃との差額に住民の利用人員を乗じて得た額
補助率	定額補助
補助金の効果測	事業完了時に「事業実績報告書」を提出させることとしており、当該報
定方法	告書中「上天草市大矢野町湯島地区定期航路運賃割引証等交付事業実
	績」を基に効果を測定する。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	1,600	3, 200	3, 200

交付確定額	1, 349	3, 052	3, 114
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見 該当なし。

No.	11
補助事業名称	熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金
所管課	企画振興部 交通政策課
開始年度	平成 24 年度
終了年度	未定
補助目的	地域において必要な生活航路の維持を通じ、地域住民の福祉の向上を
	図るため。
補助対象事業の	生活航路の維持を目的に市町村が実施する以下の事業。
概要	(1) 航路事業者を対象とした欠損等補助事業
	(2) 航路事業者への運航委託事業
	(3) 市町村営の航路事業
	(4)上記(1)から(3)の事業を実施する市町村又は複数の市町村
	が参画する協議会等に対する負担金拠出事業
	(5) 御所浦航路の振興に係る増便事業
交付要綱などの	熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	上天草市、天草市、苓北町
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費。但し、航路事業者の欠損額等の範
	囲内とする。
補助率	離島航路 1/2、半島航路 1/3。
補助金の効果測	該当なし(生活航路の安定した維持確保を目的としているため)。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	23, 633	21,668	21, 851
交付確定額	18, 913	18, 601	19, 822
交付先件数	3	3	3

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

	- '		
No.	12		
補助事業名称	熊本県御所浦地域旅客定期航路運賃割引事業補助金		
所管課	企画振興部 交通政策課		
開始年度	平成 27 年度		
終了年度	未定		
補助目的	御所浦地域における旅客定期航路事業に係る住民の経済的負担を軽減		
	するため。		
補助対象事業の	協議会が御所浦地域において、利用者の旅客定期航路事業に係る運賃		
概要	負担の軽減を目的として行う事業。		
交付要綱などの	熊本県御所浦旅客定期航路運賃割引事業補助金交付要項		
名称			
主な補助対象者	天草市		
補助対象経費	航路運賃と天草地域における陸上公共交通機関の運賃を勘案して協議		
	会が定める運賃との差額に、利用人員を乗じて得た額		
補助率	定額補助		
補助金の効果測	事業完了時に「事業実績報告書」を提出させることとしており、当該報		
定方法	告書中「熊本県御所浦地域旅客定期航路運賃割引事業実績」を基に効果		
	を測定する。		

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	60, 120	60, 981	58, 378
交付確定額	54, 280	56, 532	56, 089
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見 該当なし。

(1)補助金の概要

· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
No.	13	
補助事業名称	熊本県御所浦島民限定交通支援事業補助金	
所管課	企画振興部 交通政策課	
開始年度	平成 31 年度	
終了年度	未定	
補助目的	御所浦地域の島民の移動に伴う経済的負担を軽減させるため。	
補助対象事業の	天草市が御所浦島民に対してクローズドマネーをチャージしたくまモ	
概要	ン IC カードを配布して行う交通支援事業。	
交付要綱などの	熊本県御所浦島民限定交通支援事業補助金交付要項	
名称		
主な補助対象者	天草市	
補助対象経費	(1) クローズドマネーシステムの構築及び利用に要する経費	
	(2) くまモン I Cカードの発行及び利用に要する経費	
	(3) クローズドマネーのチャージ及び返還に要する経費	
補助率	定額補助	
補助金の効果測	事業完了時に「事業実績報告書」を提出させることとしており、当該報	
定方法	告書中「熊本県御所浦地域島民限定交通支援事業実績」を基に効果を測	
	定する。	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	32, 339	31, 761	30, 568
交付確定額	26, 127	24, 979	23, 413
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見 該当なし。

(1) 柵奶並の城	
No.	14
補助事業名称	熊本県運輸(バス)事業振興助成補助金
所管課	企画振興部 交通政策課
開始年度	平成 26 年度
終了年度	未定
補助目的	運輸(バス)事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、も
	って県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与する
	ため。
補助対象事業の	バス協会が実施する運輸事業の振興助成に関する法律に基づき政令が
概要	定める事業。
交付要綱などの	熊本県運輸(バス)事業振興助成補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	一般社団法人 熊本県バス協会
補助対象経費	政令に定められた、次に掲げる事業を実施するために必要な経費
	(1) 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定
	運輸事業」という。)を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確
	保に関する事業
	(2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
	(3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止、その他の環

	境の保全に関する事業
	(4) 特定運輸事業の適正化に関する事業
	(5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に 関する事業
	(6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
	(7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業(基金を設けて行う場合に限る。)
	(8) 全国を単位とする一般社団法人であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する出えんを行う事業
補助率	以下算定式で算定される。 S/D:運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第2条、総務省告示 第115号
	補助金額=A×B (0.78) ×C×D (0.0464) × (1-0.07) A:交付年度の軽油引取税収入見込額 B:交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの C:県内のバス・トラックの軽油使用量合計に対する、交付対象者ごとの使用割合 D:平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずるべき数値として総務大臣が定めるもの
補助金の効果測	当該補助金は、国の法令等(運輸事業の振興の助成に関する法律施行規
定方法	則)の定めに従った額を交付している。補助金の目的を鑑みると、効果
	測定指標をアウトプット (アウトカム) 数値で設定することが困難であり、指標は設定していない。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	26, 177	24, 201	24, 288
交付確定額	26, 177	24, 156	24, 189

交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	0

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

(1) 間切並の開	
No.	15
補助事業名称	熊本県天草エアライン機材維持費補助金
所管課	企画振興部 交通政策課
開始年度	平成 19 年度
終了年度	未定
補助目的	天草エアラインの安定運航を維持し、天草地域等の振興を図るため。
補助対象事業の	天草エアラインの安定運航を維持し、天草地域等の振興を図るため、航
概要	空機(ATR42-600 型機)の整備規程及び整備計画に基づく整備に係る費
	用に対し、補助を行うもの。
交付要綱などの	熊本県天草エアライン機材維持費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	天草エアライン (株)
補助対象経費	航空機(ATR42-600 型機)の整備規程及び整備計画に基づく整備に係る
	費用(消費税及び地方消費税を除いた額)
	(日本エアコミュータ株式会社への整備管理受委託費を含む。)
補助率	整備費及び購入費の 1/2 以内
補助金の効果測	該当なし(天草エアラインの安定運航の維持などが目的であり、KPI は
定方法	設定されていない)。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	224, 352	282, 720	294, 908
交付確定額	181, 701	282, 720	294, 809

交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

· / 1114 / 1 - 1/4				
No.	16			
補助事業名称	南阿蘇鉄道復興支援事業費補助金			
所管課	企画振興部 交通政策課			
開始年度	平成 30 年度			
終了年度	令和4年度			
補助目的	南阿蘇鉄道を軸とした沿線地域の持続可能な公共交通網の構築を図る			
	ため、南阿蘇村及び南阿蘇鉄道(株)に対し補助を行う。			
補助対象事業の	南阿蘇鉄道の早期復旧と、同鉄道を軸とした沿線地域の持続可能な公			
概要	共交通網の構築を図るため、補助金を交付する。			
交付要綱などの	南阿蘇鉄道復興支援事業費補助金交付要項			
名称				
主な補助対象者	南阿蘇村、南阿蘇鉄道株式会社			
補助対象経費	補助金の補助対象事業は別表に掲げる南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計			
	画に定める取組のいずれかに該当する事業とし、補助対象経費は、当該			
	事業に必要な経費とする。ただし、職員の給与費、旅費及び用地費、補			
	償費並びに事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税は除			
	く。また、補助対象事業のうち、南阿蘇鉄道株式会社が実施主体となる			
	ものについては、JR豊肥本線肥後大津駅への乗入れに要する施設の			
	整備等に限り補助対象とする。			
	[別表 南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画に定める取組]			
	基本方針			
	①南阿蘇鉄道の全線復 南阿蘇鉄道の全線復旧(ただし、南阿蘇			

	旧と持続可能な運営の	鉄道の災害復旧事業費に係る補助を除	
	確立	<.)	
	1742	<u>************************************</u>	
	②鉄道・道路の段階的	復旧状況に対応した"玄関口"(拠点)、	
	な復旧に対応したきめ	"動線"(交通ルート)の設定	
	細かな公共交通網の構	復旧期間中(部分運転中)における鉄道	
	築	の活用方法の検討・実施	
	③将来の地域住民ニー	各公共交通機関の役割の明確化	
	ズに対応した持続可能	各公共交通機関の連携の強化	
	な公共交通網の構築	バス・乗合タクシーに関するリソース	
		(車、運転手)の効率化	
		高齢者世帯の分布等に配慮した交通手	
		段の確保	
	④定住・観光・防災等、	主要駅における拠点整備(拠点性向上の	
	まちづくりに必要な鉄	ための周辺整備を含む)	
	道駅の拠点的役割の強	地域住民の集いの場としての駅の利活	
	化	用の推進	
		駅における各公共交通機関の結節強化	
	⑤観光振興と一体とな	交通結節拠点から各観光施設への二次	
	った公共交通網の構築	交通アクセスの向上	
		阿蘇くじゅう観光圏や熊本都市圏等と	
		の広域観光ルートの整備	
		南阿蘇鉄道を観光資源として最大限活	
		用した新たな誘客策	
		外国人観光客の受入環境整備	
	⑥住民・事業者・行政が	地域全体で持続可能な公共交通網を作	
	連携した地域公共交通	り上げる機運のさらなる醸成	
	の利用促進と需要創出	利用促進策の検討・実施	
		需要創出策の検討・実施	
補助率	補助金の額は、補助対象経動	費に 1/2 を乗じて得た額以内の額とする。	
	ただし、補助対象事業が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領(平成 15 年 10 月 1 日機構規程		
	第 120 号) 別表第 1 に規定する地域公共交通計画事業その他知事がこ		
	れに類すると認める国又は	独立行政法人鉄道・建設運輸施設整備支援	

	機構の補助事業(以下「国庫補助事業等」という。)の補助対象事業で
	ある場合、補助金の額は、補助対象経費に 1/3 を乗じて得た額以内の
	額とする。
補助金の効果測	該当なし(持続可能な公共交通網の構築を図ることを目的としている
定方法	ため)。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	20,000	20,000	4, 583
交付確定額	20,000	20,000	4, 222
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(南阿蘇鉄道㈱への補助は令和4年度追加。予算額の一部を令和5年度へ繰越しており、 交付確定は行っていない。(予算額:132,734千円(特定財源)))

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

No. 6「集落サポートプロジェクト事業補助金」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について(指摘事項)と同様である。

No.	17
補助事業名称	肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金
所管課	企画振興部 交通政策課
開始年度	平成 22 年度
終了年度	未定
補助目的	肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため。
補助対象事業の	肥薩おれんじ鉄道株式会社が実施する鉄道基盤設備の維持に要する経
概要	費等に対して予算の範囲内で補助金を交付。
交付要綱などの	熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項
名称	

主な補助対象者	肥薩おれんじ鉄道株式会社
補助対象経費	1. 運行支援対策事業補助金
	(1)線路保存費(修繕費に限る。)
	(2)電路保存費(修繕費に限る。)
	(3)車両保存費(修繕費に限る。)
	(4)鉄道事業固定資産の取得費
	(5)線路保存、電路保存及び車両保存の業務に従事する職員の人件費
	(6)上記(1)から(5)に係る管理費(保守管理費、一般管理費及び厚生福
	利費)
	(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金
	2. 経営診断等調査事業補助金(令和2年度のみ)
	(1)中期経営計画の中間時における検証
	(2)外部環境調査・分析
	(3)内部環境調査・分析
	(4)経営状況改善に資する施策の検討
	(5)前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める事項
	3. 中期経営計画策定支援事業補助金(令和3年度のみ)
	(1)平成 29 年度に策定した中期経営計画の検証と総括
	(2)各種データの収集・分析
	(3)専門家の招聘
	(4)経営状況改善に資する施策の検討
	(5)肥薩おれんじ鉄道経営安定化対策委員会の運営支援
	(6)前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める事項
補助率	1. 運行支援対策事業補助金
	補助対象経費から国庫補助金及び鉄道線路使用料収入を控除し、熊
	本県側と鹿児島県側に区分した上で、熊本県側の額を次の負担割合に
	より按分した額
	・熊本県 85.00%
	・八代市 8.32%
	・水俣市 4.02%
	・芦北町 1.82%
	・津奈木町 0.84%
	2. 経営診断等調査事業補助金 (令和2年度のみ)
	補助対象経費に 1/2 を乗じて得た金額以内の額
	3. 中期経営計画策定支援事業補助金(令和3年度のみ)
	補助対象経費に 1/2 を乗じて得た金額を次の負担割合により按分し

	た額(負担割合は「1.運行支援対策事業補助金」と同じ)
	・熊本県 85.00%
	・八代市 8.32%
	・水俣市 4.02%
	・芦北町 1.82%
	・津奈木町 0.84%
補助金の効果測	該当なし (鉄道の安定した運行の確保を目的としているため)。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※1	208, 370	224, 773	329, 082
交付確定額	201, 408	**24, 250	329, 081
交付先件数	1	1	1

^{※1}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	_

(4) -①監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	財産処分制限に関する規定の不備
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

財産処分の制限については、「熊本県補助金等交付規則」において、以下のとおり定めら

^{※2} 令和3年度は運行支援対策事業補助金を交付していない。

れている。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている(一部抜粋)。

1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする(有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。)。

2 補助金返還の取扱い

上記1により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の 承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただ し、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、 この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合(①、②以外の財産処分を含む。)にあっては、個別に 財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額)に総事業費(補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。)に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあっては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額(土地等の場合は県補助額)とを比較していずれか高い方の額とする。

② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し (廃棄) の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 (土地等の場合は県補助額)とする。 このように、財産の取得費用を補助対象としている場合は、取得した財産についての処分 制限期間を「別に定める」必要がある。

しかしながら、当該補助事業においては、固定資産の取得費(資本費)を補助対象経費に 含めているにもかかわらず、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」 に財産処分の制限に関する記載がなされていない。

<問題点>

通常、補助事業で取得した固定資産について、補助金要項で定められた財産処分の制限期間内に処分が行われた場合は、交付した補助金の返還を求めるなどの対応が考えられる。

しかしながら、当該補助事業においては、補助金要項上、財産処分の制限期間に関する規定がないため、仮に補助金で取得した固定資産が短期間で処分されるようなことがあっても、補助金の返還を求める根拠がなく、また返還を求める場合でも金額の算定ができないという点において問題がある。

そもそもこれについては、平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」に、反映されていなかった。

<改善策>

当該補助事業で取得された固定資産は、鉄道基盤設備の維持に必要なものであることを 鑑みると、少なくとも減価償却資産としての耐用年数に相当する期間までは保有すべきも のであることから、例えば財産の処分を制限する期間を「減価償却資産としての耐用年数等 に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間」とするな ど、要項において財産処分の制限について明確にすべきである。

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。

(4) -②監査の結果及び意見

	······································
指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	証拠書類の保管期間について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

証拠書類の保管期間については、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付 要項」において、以下のとおり定められている。

(証拠書類の保管期間)

第 11 条 補助対象事業者は、補助金に係る関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日 の属する事業年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

<問題点>

『財産処分制限に関する規定の不備』の「改善策」に記載したとおり、当該補助事業で取得された固定資産は、少なくとも減価償却資産としての耐用年数に相当する期間までは保有すべきものであり、耐用年数を加味した財産処分制限が課されるべきものであると考えられる。

しかしながら、現状の証拠書類保管期間は5年間と定められているため、例えば補助対象として取得した耐用年数10年の固定資産を6年目に売却するような場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

<改善策>

『財産処分制限に関する規定の不備』で記載したとおり、財産処分の制限期間について要項に記載したうえで、証拠書類の保管期間については、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

(4) - ③監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金交付要項における補助対象経費に関する記載の明瞭化について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」において、補助対象経費に

ついて以下のとおり定められている。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)に規定する次の経費とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税は除くものとする。

(4) 鉄道事業固定資産の取得費(以下「資本費」という。)

~中略~

(7) 資本費に係る長期借入金の元利償還金

この点、上記「(4)資本費」は、平成26年度の制度改正で補助対象経費に追加され、平成25年度実績分から補助対象経費に含められているが、補助事業者が平成24年度以前に実施した設備投資に伴う負担も補助するため、「(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金」を平成27年度の制度改正で補助対象経費に追加し、以降年度に係る補助金計算上、平成27年3月に実行した長期借り入れの元利償還金のうち、「平成24年度以前の資本的赤字分」に対応する分を補助対象経費に含めているものである。

<問題点>

実際の補助金額算定にあたっては、「発見した事実もしくは現状」に記載したとおり、補助対象経費の「(4)資本費」は当年度に取得したものが対象であるのに対して、「(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金」は、過去に実施した長期借り入れの返済分が対象となっているため、補助金計算にあたって同一の資本費分が二重に計算に含まれるなどの誤りは生じていない。

しかしながら、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」を見る限りでは上述したような事情は読み取れないため、事業者に誤解を与える可能性がある点で問題がある。

<改善策>

「問題点」に記載したような誤解を避けるため、例えば、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」第3条(補助対象経費)における「(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金」の記載に注書きを付すなどして、平成27年3月に実行した長期借り入れに限定する旨を明確に記載することが望ましい。

No.	18
補助事業名称	熊本県路線バス共同経営推進事業費補助金
所管課	企画振興部 交通政策課
開始年度	令和2年度

終了年度	未定
補助目的	県内の路線バス事業者が実施する共同経営による取組を推進し、持続
	可能でかつ利便性の高い"あるべきバス路線網"の構築を図るため。
補助対象事業の	共同経営による取組の実施及びその準備のために行う事業。
概要	
交付要綱などの	熊本県路線バス共同経営推進事業費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	熊本都市バス株式会社
補助対象経費	次に掲げる事業に必要な経費
	(1) 共同経営計画の作成に関すること
	(2) あるべきバス路線網の実現に向けた取組に関すること
	(3) 路線バスの利用促進に資する取組に関すること
	(4) 路線バスに関するデータの分析及びその公表に関すること
	(5) その他知事が必要と認める事項に関すること
補助率	1/3
補助金の効果測	該当なし(共同経営事業を通した持続的な公共交通ネットワークの構
定方法	築を目的としているため)。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	8,000	11,500	8,000
交付確定額	6, 965	9, 779	7, 804
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	-

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

4. 所管部局:健康福祉部

No.	19				
補助事業名称	熊本県感染症指定医療機関(公的病院等)運営事業費補助金				
所管課	健康福祉部 健康危機管理課				
開始年度	平成 28 年度				
終了年度	未定				
補助目的	公的病院等が感染症法第38条の規定に基づく感染症指定医療機関の指				
	定を受け、県内の感染症病床を確保することにより感染症のまん延を 防止するため。				
 補助対象事業の	公的病院等に対して、感染症病床を確保するための運営費補助を行う。				
概要	当補助事業は、特別交付税に関する省令に基づいており、平成28年度				
1945年	に改訂されたため、負担先が宇城市から熊本県に変更となっている。				
	省令に基づいて負担自治体に特別交付税が配分され、自治体から医療				
	機関へ補助金として支給される。				
	なお、病院が適切に感染症病床を確保しているかどうかについては、国				
	が毎年調査を実施しており、病床が整備されていることについて県は				
	当該調査結果を確認している。				
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項				
名称	熊本県感染症指定医療機関(公的病院等)運営事業費補助金交付要領				
主な補助対象者	第一種及び第二種感染症指定医療機関のうち公的病院等				
補助対象経費	県内の公的病院等が第一種又は第二種感染症指定医療機関として行				
	う次の事業に要する経費				
	○第一種又は第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費(給与				
	費(常勤医師又は非常勤医師等の給与費及び法定福利費等)、需用費(消				
	耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等)、役務費(通信運				
	搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費(単				
	価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)未満の備品に限る。))				
	基準額 1床当たりの年額 4,251千円				
	公的病院等の定義				
	「公的病院等」とは公益法人等が開設した病院であり、公益法人等と				
	は次の種別に該当するものをいう				
	1 日本赤十字社、2 社会福祉法人恩賜財団済生会、3 全国厚生農業				
	協同組合連合会の会員である厚生 (医療) 農業協同組合連合会、4 社会				
	福祉法人北海道社会事業協会、5 公益社団法人、6 公益財団法人、7 社				
	会福祉法人 (済生会及び北海道社会事業協会を除く。)、8 学校法人、9				

	社会医療法人、10 健康保険組合、11 国家公務員共済組合連合会、12
	公立学校共済組合
補助率	10/10
補助金の効果測	感染症指定医療機関の病床数(厚生労働省や医療機関のホームページ
定方法	で確認可能)。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	17, 004	17, 004	17, 004
交付確定額	17, 004	17, 004	17, 004
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.	20
補助事業名称	熊本県老人福祉施設等整備費補助金 (老人福祉施設整備等事業)
所管課	健康福祉部 高齢者支援課
開始年度	平成 18 年度
終了年度	未定
補助目的	老人福祉施設等の老朽化の解消、ユニット化及び個室化の推進を図る
	もの。
補助対象事業の	老人福祉施設等の増改築を行う社会福祉法人等に対し、老朽化の解消
概要	及びユニット化、個室化の推進のため、施設整備費の補助を行うもの。
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項
名称	熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領
主な補助対象者	老人福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等
補助対象経費	整備区分に掲げる整備内容に必要な工事費又は工事請負費及び工事事

務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費及び印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

施設種別	整備区分		
養護老人ホーム	改築(個室整備に限る)		
特別養護老人ホーム (定員 30 人以上)	改築(個室ユニット型整備に限る)		

補助率	区分	配分基礎単価	単位
	養護老人ホーム	3,200 千円	整備対象
	特別養護老人ホーム	2 000 工田	整備床数
	(定員 30 人以上)	3,000 千円	金 佣/A 数

補助金の効果測 定方法

県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画において「個室ユニット型 整備の割合」に係る数値目標を設定し、計画の見直し時期ごとに効果測 定を実施。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	76, 800	160,000	60,000
交付確定額	76, 800	160,000	60, 000
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	0	_	0	_	

(4) - ①監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
---------	---------

表題	複数事業年度に渡る事業の実績報告について					
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性					
	・県独自の単独補助金としての妥当性					
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性					
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性					
	・補助事業の実績報告についての適切性					
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性					
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性					
	・その他					

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県補助金等交付規則」には、実績報告について下記のように定めている。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。<u>補助金等の交付の</u>決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

また、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」においては、実績報告について次のように定めている。

(実績報告)

第8条 要項第9条第1項に規定する実績報告書の提出部数は1部とする。

- 2 事業が翌年度にわたるときの実績報告書は、別記様式第8号によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 精算額一覧表 別記様式第9号
- (2) 施設整備精算額內訳 別記様式第10号
- (3) 事業実績報告書 別記様式第 11 号
- (4) その他参考となる書類
- 4 実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して 25 日を経過した日又は補助金の 交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、事業が翌年度 にわたるときは、事業の完了の日から起算して 25 日を経過した日又は補助金の交付決定 を受けた日の属する年度の翌年度の末日のいずれか早い日とする。

令和4年度における実績報告資料を閲覧し、担当者に質問したところ、補助事業が年度内

に完了せず、令和5年4月に実績報告が行われているが、会計年度の終了時点(3月31日)において、上記要項及び要領に定められている実績報告が行われていない。

ただし、令和5年1月に工事進捗状況報告書の提出がなされており、会計年度が終了するに あたっては、「令和4年度熊本県老人福祉施設等整備費補助金繰越承認申請書」が提出され おり、補助金の繰越手続は実施されている。

別記様式第8号

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

熊本県知事

様

市町村長(法人代表者) 6

令和 年度熊本県老人福祉施設等整備費補助金の年度内における 実績報告について

令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき熊本県 老人福祉施設等整備費補助金に係る年度内における事業実績について、熊本県 補助金交付規則第13条後段及び熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領 第8条第1項の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

別紙(別記様式第8号関係)

	交	付決定の内	容	年	度内遂行実	績	翌年度	繰越額	事業実	E施期間		
事業名	事業費	補 助 基本額	補 助金 額	事業費支払 実績見込額	事 業 進捗率	補助金 受入額	事業費	補 助金 額	着 手 月	完成予 定年月	摘	要
	円	円	Р	円	%	円	円	円	年 月	年 月		

<問題点>

固定資産の取得に用いられる補助金などについては、工期が長期に渡る可能性もあり、単年度で事業が完了しないことが想定される。

複数の会計年度に渡って補助事業が実施される場合、年度末において実績報告を求めている趣旨は、長期に渡る補助事業が適時適切に進捗していることを県が定期的に把握することにあると解される。

したがって、要項などに定めた方法によって会計年度末においては適切に実績報告が必要と考えられる。

ただし、年度末前における進捗状況の確認と補助金の繰越承認申請は実施されており、上記の実績報告の趣旨に鑑みて手続に著しい不足があるとはいえない。

<改善策>

会計年度が終了する際に実績報告が必要とする場合は、適切な様式に基づいて実績報告を求める。

手続面として補助金繰越申請のみで良いとするのであれば、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」に誤記載があることとなるため、実態を反映するよう交付要領の記載を修正する必要がある。

なお、現状の「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」第8条4項ただし書について、別記様式第8号を使用するべきかどうか不明瞭なため、「ただし、事業が翌年度にわたるときは、(別記様式第8号を会計年度終了後1か月以内に提出し、さらに)事業の完了の日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の末日のいずれか早い日とする。」などと記載することになる。

(4) -②監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見				
表題	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について				
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性				
	・県独自の単独補助金としての妥当性				
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性				
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性				
	・補助事業の実績報告についての適切性				
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性				
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性				
	・その他				

<発見した事実もしくは現状>

健康福祉部における「熊本県健康福祉補助金等交付要項」においては、財産処分制限及び 書類の保管期限について下記のように定めている。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第 14 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、5 年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

また、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」においては、財産処分制限について、

(補助金の交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

(5)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

と定めているが、証拠書類の保管期限については個別の定めがなく、健康福祉部の「熊本県 健康福祉補助金等交付要項」に従う扱いとなる。

また、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21 条に基づく知事の承認について』では以下のとおり定められている(一部抜粋)。

1 財産処分承認の取扱い

(1) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、取得から概ね 10 年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、補助事業者から財産処分承認申請があった場合においては、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする(有償譲渡又は有償貸付の場合を除く。)。

2 補助金返還の取扱い

上記1により補助金返還の条件を付さずに財産処分の承認を行うもの以外の財産処分の 承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただ し、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、 この限りでない。

なお、本取扱いによりがたい場合 (①、②以外の財産処分を含む。) にあっては、個別に 財政課と協議のうえ、財産処分に付する条件を決定するものとする。

① 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額)に総事業費(補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。)に対する県補助金額の割合を乗じて得た額。ただし、補助対象財産に係る県補助金額を上限とし、取得から概ね 10 年経過前の補助対象財産の処分の場合にあっては、補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額(土地等の場合は県補助額)とを比較していずれか高い方の額とする。

② 無償譲渡又は無償貸付及び取壊し (廃棄) の場合

補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 (土地等の場合は県補助額)とする。

<問題点>

建物などの財産を取得後、仮に6年目に売却した場合、この売却代金の全部または一部を 県に納付しなければならないが、要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部な のか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。

また仮に納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

そもそもこれについては、平成 28 年 4 月 18 日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第 21 条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」に、反映されていなかった。

<改善策>

財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。 証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または 5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。

No.	21
補助事業名称	熊本県軽費老人ホーム事務費補助金
所管課	健康福祉部 高齢者支援課
開始年度	平成 19 年度
終了年度	未定
補助目的	身体機能の低下等により自立した日常生活を送ることに不安があっ
	て、家族による援助を受けることが困難な高齢者が軽費老人ホームを
	低額な料金で利用することにより、安心して明るい生活を送れるよう
	にする。

概要 た場合、その減免した経費に対して補助金を交付する。 旅本県健康福祉補助金等交付要項 熊本県健康福祉補助金等交付要領 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程 熊本県軽費者人ホームの利用料の取り扱い指針 主な補助対象者 軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成21年3月3日熊本県告売 第168号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「専務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」 (平成21年3月3日高齢第1484号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。 事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租稅公課支出、保守料支出、送療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、地戸で資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出、ク支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出、等の経費であること。		
交付要綱などの 熊本県健康福祉補助金等交付要項 熊本県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程 熊本県軽費老人ホームの別用料の取り扱い指針 主な補助対象者 軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成 21 年 3 月 3 日熊本県告方第 168 号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「専務費」という。)を「熊本県健康福祉部長通知」に基づき減免した場合におけるその減免した経費。 事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、補加厚生費支出、職員被服費支出、放費交通費支出、所修研究費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、水道光熱費支出、業務委託費支出、経籍支出、上地・建物賃貸料支出、係除料支出、保除料支出、と地・建物賃貸料支出、租稅公課支出、展守料支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出、等の経費であること。 補助率 ・事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人後収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。	補助対象事業の	軽費老人ホーム設置者が利用者からの利用料 (事務費の一部)を減免し
 ・	概要	た場合、その減免した経費に対して補助金を交付する。
軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程 熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針 軽費老人ホーム設置者 軽費老人ホーム設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成 21 年 3 月 3 日熊本県告方第 168 号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「専務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。 事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、福利厚生費支出、通信運搬費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、大進光熱費支出、業務委託費支出、手簽料支出、傾信運搬費支出、計金費支出、維支出、保持報支出、全費支出、経験行支出、租税公課支出、保守料支出、渉券・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、財ービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 事務費実出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測	交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項
熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針 主な補助対象者 軽費老人ホーム設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成21年3月3日熊本県告売第168号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「事務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成21年3月3日高齢第1484号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、水道光熱費支出、研修研究費支出、福利厚生費支出、通信運搬費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出租税公課支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出租税公課支出、保守料支出、渉廃・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。	名称	熊本県軽費老人ホーム事務費補助金交付要領
主な補助対象者 軽費老人ホーム設置者 軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成 21 年 3 月 3 日熊本県告売第 168 号。以下「規程」という。) に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「専務費」という。) を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知) に基づき減免した場合におけるその減免した経費。事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程
補助対象経費 軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成 21 年 3 月 3 日熊本県告元第 168 号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「専務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、即刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、帰庭料支出、生地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健得生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針
一ビス提供費用等の額に関する規程」(平成 21 年 3 月 3 日熊本県告示第 168 号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「専務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、水道光熱費支出、研修研究費支出、審務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租稅公課支出、保守料支出、涉外費支出、諸会費支出、摊支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、関定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。	主な補助対象者	軽費老人ホーム設置者
第 168 号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「事務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基立き減免した場合におけるその減免した経費。事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、紫務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租稅公課支出、保守料支出、涉療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。	補助対象経費	軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサ
ることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「事務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成21年3月3日高齢第1484号熊本県健康福祉部長通知)に基でき減免した場合におけるその減免した経費。事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、本報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租稅公課支出、保守料支出、涉外費支出、諸会費支出、摊支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		ービス提供費用等の額に関する規程」(平成 21 年 3 月 3 日熊本県告示
務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」 (平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基金減免した場合におけるその減免した経費。 事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出租税公課支出、保守料支出、涉療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		第 168 号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受け
(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基でき減免した場合におけるその減免した経費。 事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、渉療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		ることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「事
き減免した場合におけるその減免した経費。 事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、涉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、助定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」
事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、涉療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		(平成 21 年 3 月 3 日高齢第 1484 号熊本県健康福祉部長通知)に基づ
出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、涉療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		き減免した場合におけるその減免した経費。
支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委計費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、涉療・療養等材料費支出、雑支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支
支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、渉療・療養等材料費支出、摊支出、保健律生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費
出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費
費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支
租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託
生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、
支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健衛
の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済 支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出 等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要 する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事 務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金
支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。 補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部
等の経費であること。		の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済
補助率 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出
する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		等の経費であること。
務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。	補助率	事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要
補助金の効果測 効果測定は特段実施していない。		する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事
		務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。
定方法	補助金の効果測	効果測定は特段実施していない。
	定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	509, 851	506, 436	515, 368
交付確定額	494, 605	498, 583	504, 709

交付先件数	17	17	17
-------	----	----	----

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	0	0	0	0	- (※)

対象施設数が17あるため、一部の申請についてサンプルでチェックした。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

(1) 補助並の成	~
No.	22
補助事業名称	熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金
所管課	健康福祉部 高齢者支援課
開始年度	平成 21 年度
終了年度	未定
補助目的	地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目
	的とする。
補助対象事業の	介護福祉士等の資格取得を目指す学生への修学資金の貸付けを行う熊
概要	本県社会福祉協議会に対する貸付原資等の助成。
交付要綱などの	介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱
名称	熊本県健康福祉補助金等交付要項
	熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金交付要領
主な補助対象者	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
補助対象経費	熊本県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原
	資及び事務に要する経費
補助率	上記経費の 1/10 に相当する額
補助金の効果測	修学資金貸付決定者数に占める県内就職者数の割合で事業効果を測定
定方法	している。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
----	-------	-------	-------

[※]事務費補助金であるため、検査調書は作成されていない。

予算額※	10,000	9, 990	8, 752
交付確定額	7, 399	9, 074	7, 472
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要		
No.	23	
補助事業名称	熊本県明るい長寿社会づくり推進事業補助金	
所管課	健康福祉部 高齢者支援課	
開始年度	平成2年	
終了年度	未定	
補助目的	高齢者が生涯現役で、積極的に社会を支える存在として活躍すること	
	を推進するため。	
補助対象事業の	啓発・普及事業(情報誌の発行、ホームページを通じた情報発信等)	
概要	スポーツ・文化振興、指導者育成事業(高齢者大学の運営、シルバース	
	ポーツ大会等の開催、全国健康福祉祭への選手派遣等)	
	法人管理費 (法人運営に関する人件費、事務費)	
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項	
名称	熊本県明るい長寿社会づくり推進事業補助金交付事務取扱要領	
主な補助対象者	一般財団法人熊本さわやか長寿財団	
補助対象経費	一般財団法人熊本さわやか長寿財団が行う明るい長寿社会づくり推進	
	機構事業の実施に要する経費	
補助率	知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少な	
	い方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比	
	較して少ない方の額	
補助金の効果測	事業完了時に「実績報告書」を提出させることとしており、報告書内の	
定方法	各事業(高齢者大学校やシルバースポーツ大会等)の参加者数やシルバ	

一作品展出展数で効果を測定している。

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	24, 570	24, 570	24, 570
交付確定額	24, 570	24, 570	24, 570
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	_	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.	24
補助事業名称	熊本県介護保険苦情処理体制整備事業費補助金
所管課	健康福祉部 高齢者支援課
開始年度	平成 12 年
終了年度	未定
補助目的	介護保険法に基づいて国保連が行う介護サービス苦情処理業務につい
	て、保険者(市町村)及び県との連携のもと、国保連の体制整備及び運
	営が円滑に推進されるよう県が助成を行う。
補助対象事業の	国保連が行う苦情処理の体制確保等に要する運営経費等を県が助成す
概要	る。国保連が提供する事業者情報等を基に、県は必要に応じて事業者指
	導や監査につなげ、介護サービスの質の向上を図る。
交付要綱などの	・熊本県健康福祉補助金等交付要項
名称	熊本県介護保険苦情処理体制整備事業費補助金交付事務取扱要領
主な補助対象者	熊本県国民健康保険団体連合会
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、共済費(社会保険料に限る)、報償費、旅費、
	賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借
	料

補助率	3,060 千円以内
補助金の効果測	効果測定等は特段実施していない。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	3,060	3,060	3, 060
交付確定額	3,060	3,060	3, 060
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	\circ	_	0	0	-*

[※]補助対象経費が人件費等であるため、実績報告書をもって検査調書に代えている。

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金額算定根拠の明確化について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

「熊本県健康福祉補助金等交付要項」において、「予算の範囲内において補助金等を交付するもの」と規定されており、当該補助金の補助割合および補助上限に関しては「3,060 千円以内」と定め、補助金を交付している。

担当部署の説明によると、当該事業は元々国の事業であったものの、平成 15 年度に県の 事業として補助を継続することになり、その時点における補助額を基準に、その後同額の予 算措置が継続しているとみられ、補助金額も定額が続いている。 このため、令和4年度分の事業報告書による総事業費は、7,323 千円に対して、補助率が約41%程度となっている。

<問題点>

国から「当該業務に要する費用に不足額が生じることのないよう、都道府県を中心に、また、必要に応じ、苦情処理業務により間接的に利益が及ぶ保険者を含めて協議・調整し、所要額の確保に努めること」と通知があっているが、補助率が 41%程度しかないことから、国保連合会では、苦情処理業務の費用の不足額を審査支払手数料から充当している状況が発生している。

<改善策>

国保連合会の苦情処理業務の費用に不足額が生じることがないよう、補助対象経費に対する補助率、もしくは補助額の上限について検討を行うなど、県を中心に市町村も含めて協議・調整のうえ、必要額の確保に努めることが望ましい。

No.	25
補助事業名称	熊本県予備保育士確保促進事業補助金
所管課	健康福祉部 子ども未来課
開始年度	令和3年度
終了年度	令和5年度
補助目的	年度当初から配置基準を超えて予備的に保育士を雇用する保育所等に
	その経費の一部を補助することで、年度途中の保育ニーズ増加に対応
	し、待機児童解消に繋げる。
補助対象事業の	公定価格において充足すべき職員数を満たしたうえで、年度途中の保
概要	育ニーズの増大や保育士の負担軽減のため、常勤保育士(正規職員)を
	雇上げている保育所又は認定こども園に当該費用を補助する事業。
交付要綱などの	熊本県予備保育士確保促進事業
名称	
主な補助対象者	事業実施の前年度の10月において、待機児童が5人以上発生している
j	政令指定都市を除く市町村。
補助対象経費	常勤保育士(正規職員)を雇上げた保育所又は認定こども園に当該人件
	費を補助。
補助率	県 1/2、市町村 1/2
補助金の効果測	保育所等利用待機児童数調査(4月1日時点)の実施。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度 令和4年度	
予算額※		59, 856	30, 831
交付確定額		36, 159	27, 219
交付先件数		5	6

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

	交付申請	事業計画	概算払申請	実績報告	交付請求	検査調書
	書	書	書	書	書	
益城町	0	0	_	0	0	_
大津町	0	0	_	0	0	_
合志市	0	0	_	0	0	_
宇土市	0	0	_	0	0	_
玉名市	0	0	_	0	0	_
山鹿市	0	0	_	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.	26
補助事業名称	子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金
所管課	健康福祉部 子ども未来課
開始年度	平成 27 年度
終了年度	未定
補助目的	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 附則第9条第4項の
	規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用
	の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援
	すること。
補助対象事業の	市町村が支弁する地方単独費用(私立施設の1号認定子どもに係る施
概要	設型給付等)の 1/2 を補助するもの。
交付要綱などの	子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金交付要綱

名称	
主な補助対象者	管内市町村
補助対象経費	交付要綱第3条のとおり
	※教育標準時間(1号)認定の子どもに係る施設型給付費(運営に対す
	る財政措置として支給される給付費)から全国統一費用部分を除い
	た地方単独費用部分
補助率	1/2
補助金の効果測	当該補助金は、国の法令等(子ども・子育て支援法附則)の定めに従っ
定方法	た額を限度として交付を行っている。補助金の目的を鑑みると、効果測
	定指標をアウトプット(アウトカム)数値で設定することが困難であ
	り、指標等は設定していない。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	1, 003, 085	1, 035, 749	1, 025, 481
交付確定額	985, 264	950, 775	954, 019
交付先件数	39	39	39

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\bigcirc	0	_	\circ	0	_

(4) - ①監査の結果及び意見

No. 20-②「熊本県老人福祉施設等整備費補助金(老人福祉施設整備等事業)」納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について(指摘事項)と同様である。

(4) -②監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	処分制限の定めの適用先について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性

- ・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
- その他

<発見した事実もしくは現状>

「子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金交付要綱」において、当該補助金の交付条件として、

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1)事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価 50 万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 規則第23条の別に定める期間は、事業完了後5年間とする。

と定められており、財産処分制限及び書類の保管期限について規定されている。財産を最終的に取得するのは子ども園などである一方、補助金の支出先は市町村であるが、財産処分制限を課している相手については明記されていない。

<問題点>

補助金の直接的な交付先が市町村であり、市町村からの申請に基づいて補助金を支給しているが、財産処分制限を市町村に課しているのか、最終的に市町村から補助金を受領する認定こども園などに対して課しているのか判然としない。したがって、知事の承認を受けて財産を処分する場合、県に申請を行うのが市町村なのか認定こども園なのか責任の所在が不明確となっている。

<改善策>

財産処分制限に係る責任の明確化のため、補助金を支給する市町村に課しているのか、最終的な受領者である認定こども園に課しているのか、要綱において明確に記載することが望ましい。

(4) - ③監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見			
表題	処分制限のある資産取得状況の把握について			
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性			
	・県独自の単独補助金としての妥当性			
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性			
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性			
	・補助事業の実績報告についての適切性			

- ・補助交付団体への指導・監督についての適切性
- ・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
- その他

<発見した事実もしくは現状>

「子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金交付要綱」において、当該補助金の交付条件として、

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1)事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価 50 万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (2)規則第 23 条の別に定める期間は、事業完了後 5 年間とする。
- と定められており、財産処分制限及び書類の保管期限について規定されている。

令和4年度における補助金の申請時の添付資料及び実績報告時の添付資料を閲覧したところ、報告内容から上記のような財産処分制限の対象となる資産の取得があったかどうか判別できない様式が用いられている。

以下、熊本市からの申請添付資料(別記第1号様式付表)及び実績報告添付資料(別記第6号様式付表)

				市町村名	熊本市 (単位: 円
区分	①公定価格	②全国統一費用	③地方単独費用 (①-②)	④同左に対する 要県費補助額 (③×1/2)	備考
施設型給付費	4, 074, 271, 353	3, 006, 812, 258	1, 067, 459, 095	533, 729, 547	
特例施設型 給付費	0	0	0	0	
特例地域型 保育給付費	0	0	0	0	
計	4, 074, 271, 353	3, 006, 812, 258	1, 067, 459, 095	533, 729, 547	
【留意事項】 ①公定価格は	「特定教育・保育、特別和	利用地域型保育、特別利F	用保育、特定地域型保育	、特別利用地域型保育、 示第49号。以下「基準」	寺定利用地域型保育

(別記第1号様式付表2)

令和4年度(2022年度)子どものための教育・保育給付費(1号認定子ども分)に係る収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
国負担金	1, 503, 406, 129	
県負担金	751, 703, 064	/
地方(県)単独費用 補助金	533, 729, 547	1
市町村一般財源	1, 285, 432, 613	
計	4, 074, 271, 353	

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備	考
子どものための教育・保育給 付費(1号認定子ども分)	4, 074, 271, 353		
計	4, 074, 271, 353		

令和4年度(2022年度)子どものための	教育・保育給付費 (1号認定	子ども分) に係る収支精算書
1 収入の部		(単位:円)
区 分	精算額	備考
国負担金	1, 581, 677, 659	
県負担金	790, 838, 829	
地方(県)単独費用 補助金	555, 460, 602	1
市町村一般財源	1, 346, 299, 431	
計	4, 274, 276, 521	1
2 支出の部		(単位:円)
区分	精算額	備考
子どものための教育・保育給 寸費(1号認定子ども分)	4, 274, 276, 521	
計	4, 274, 276, 521	

<問題点>

市町村や認定こども園から財産処分の申請があったとしても、いつ、どのような資産を取得しているか把握していないため、仮に取得した資産や取得時期に関して虚偽や誤謬が含まれていても検証することができないと考えられる。また、市町村や認定こども園が申請を失念した場合(意図的に申請しない場合も含む)には、財産処分制限の規定に反する事実に気づく機会が得られない。

<改善策>

財産処分制限が課されている資産の取得が把握できる報告様式とすることが望ましい。

No.	27
補助事業名称	熊本県乳幼児医療費助成事業補助金

所管課	健康福祉部健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課 子育て支
	援企画班
開始年度	昭和 48 年度(1973 年度)
終了年度	未定
補助目的	乳幼児(入院時の多子世帯幼児を含む。)の疾病の早期治療を促進し、
	その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため実施する。
補助対象事業の	乳幼児の医療費の一部負担金に対して市町村が助成した場合におい
概要	て、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項
名称	熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領
主な補助対象者	管内市町村 (熊本市を除く)
補助対象経費	下記参照
補助率	1/2 以内
補助金の効果測	補助金の目的を鑑みると、効果測定指標をアウトプット(アウトカム)
定方法	数値で設定することは困難であり、指標は設定していない。

【補助対象経費】※熊本県健康福祉補助金等交付要項別表より抜粋

市町村が、次のすべての要件を満たす者の医療保険各法による療養の給付に係る一部負担金(高額療養費、附加給付金及び他の法令等の規定による給付がある場合は、その額を控除した額)を助成する場合において、当該助成に要する経費から自己負担額を控除した額(要件)

- 1 4歳未満の者、又は養育者が養育している満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が3人以上いる世帯にあっては入院による医療を受ける満4歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。
- 2 医療保険各法による被保険者又は被扶養者である者であること。
- 3 助成対象者を主として養育している者の所得が、旧児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 1 条の例により算出された所得の額(旧児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)第 18 条第 1 項に規定する被用者及び同法第 17 条第 1 項に規定する公務員にあっては、旧児童手当法施行令第 11 条の規定により読み替える旧児童手当法施行令第 1 条の例により算出した額)を超えないこと。

(自己負担額)

- 1 市町村民税課税世帯に属する助成対象者にあっては、
 - 1月3,000円
- 2 市町村民税非課税世帯に属する助成対象者にあっては、

入院の場合は、1月2,040円 入院外の場合は、1月1,020円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	397, 830	386, 680	294, 305
交付確定額	288, 338	350, 611	248, 513
交付先件数	45	45	44

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書 (収支予算)	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

(= / 1111 111 / 117	
指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	業務効率化のための書類様式の共通化について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金については、医療費の補助で支給する相手は市町村であり、No. 30「ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金」と共通する点が多い。しかしながら、提出書類の様式は大きく異なっている。

<問題点>

補助金の性質や求められる手続はほぼ同様であるのに対して、書類の様式が異なることで業務の共通化、効率化を阻んでいる。

<改善策>

書類の様式を共通化することが望ましい。なお、当該補助金の必要書類は、前期予算との

比較や市町村が集計した結果に対する確認などを含んでおり、市町村が算出した補助金額 の正確性を検討できる形式となっていることから、当該補助金の書類様式をベースとする ことが望ましい。

(1)補助金の概要

No.	28
補助事業名称	熊本県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金
所管課	健康福祉部 子ども未来課
開始年度	昭和 36 年度
終了年度	未定
補助目的	民間の社会福祉施設等に勤務する職員の退職手当金の一部を補助する
	ことにより、施設職員の福利厚生に寄与し、社会福祉事業に従事する人
	材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。
補助対象事業の	社会福祉施設等の経営者の掛金と国及び都道府県の補助金により退職
概要	手当金の給付財源は賄われており、概ね 1/3 ずつ負担し、事業主体で
	ある「独立行政法人福祉医療機構」に対し補助を行う。
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項
名称	令和4年度熊本県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金
	交付要領
主な補助対象者	独立行政法人福祉医療機構
補助対象経費	単位金額×4月1日現在県内被共済職員数を上限とする
補助率	1/3
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
定方法	

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	716, 015	706, 082	689, 409
交付確定額	710, 535	706, 082	689, 409
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書

|--|

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	財政状態の確認について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

「令和 4 年度熊本県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要領」においては、実績報告について次のように定めている。

(事業実績報告)

第8 要項第9条の実績報告書の提出期限は、令和5年3月末日とし、その提出部数は、 1部とする。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載した ものとする。
- 4 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
- (1) 令和4年度補助金精算額調書(別記第2号様式の2)
- (2) その他知事が必要と認める書類

令和4年度の実績報告資料を閲覧し、担当者に質問したところ、独立行政法人福祉医療機構共済勘定収入支出報告書及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業実績報告書が実績報告の添付書類として提出されているが、福祉医療機構の共済勘定における財政状態(すなわち貸借対照表)の確認が実施されていない。

<問題点>

当該補助金の趣旨は、社会福祉施設職員等退職手当共済事業の支援を通して社会福祉施設で働く人の意欲や安心感を高め、福祉サービスの向上を図ることにあると解される。

当該補助金の効果測定については特段行われていないとのことであるが、共済事業の収

支のバランスだけでなく、基金の財政的安定に貢献できているかどうかという観点で実施 することが有用と考えられる。その場合、貸借対照表などを入手していないため、財政的安 定に貢献できているかどうか不明となっている。

仮に財政状態が安定している状況であれば、当該補助を縮小し、違う方法によって社会福祉施設職員の待遇改善に向ける、逆に大幅な債務超過であれば補助額の増加を検討するなどの対応も考えられ、適切な補助金のあり方を検討する材料となると考えられる。

<改善策>

実績報告において貸借対照表を添付書類として入手するよう要項の記載を改めることが 望ましい。

なお、その際貸借対照表の入手時期は決算後(3月31日以後)となることが想定される ため、実績報告の時期については、実績が確認可能な時期を要領に定めることが望ましい。

No.	29
補助事業名称	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会補助金
所管課	健康福祉部 子ども未来課
開始年度	昭和 49 年度
終了年度	未定
補助目的	・退職資金交付事業に対して補助を行い、教職員の身分の安定を促進
	する。
	・教職員に対する研修の充実により、教職員の資質向上を促進し、幼稚
	園教育の振興を図る。
補助対象事業の	・教職員退職資金交付事業で主な収入額としている加入教職員給与
概要	(90/1,000) のうち、25/1,000 を県が負担(設置者負担:65/1,000)
	・私立幼稚園教職員を対象とした研修事業に対する補助。
交付要綱などの	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会
補助対象経費	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会が実施する退職金資金給付事業
	及び教職員に対する研修・教育に関する調査研究等の事業に要する経
	費
補助率	・退職金資金給付事業:70,000 千円以内(予算上限)
	・教職員研修等事業:543 千円以内(予算上限)
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
	5

定方法

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	70, 543	70, 543	70, 543
交付確定額	70, 543	70, 543	70, 543
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	_	_

(4) 監査の結果及び意見

(/	<i>2</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	財政状態の確認について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

「一般財団法人熊本県私立幼稚園連合会補助金交付要項」において、実績報告について下記のように定めている。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による補助事業の実績報告は、補助金実績報告書(別記第5号 様式)により行うものとする。

- 2 規則第13条に規定する添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は当該年度の3月31日とし、その提出部数は1部とす

る。ただし、3 月 31 日が県の休日に当たるときは、県の休日の前日をもってその提出期限とする。

令和4年度の実績報告資料を閲覧し、担当者に質問したところ、退職金資金給付事業に係る退職資金の交付実績及び収支決算書が実績報告の添付書類として提出されているが、当財団法人の退職資金給付事業における財政状態(すなわち貸借対照表)の確認が実施されていない。

<問題点>

当該補助金の趣旨は、退職金給付事業の支援を通して私立幼稚園で働く教員の意欲や安心感を高め、教育サービスの向上を図ることにあると解される。

当該補助金の効果測定については特段行われていないとのことであるが、退職金給付事業の収支のバランスだけでなく、基金の財政的安定に貢献できているかどうかという観点で実施することが有用と考えられる。その場合、貸借対照表などを入手していないため、財政的安定に貢献できているかどうか不明となっている。

仮に財政状態が安定している状況であれば、当該補助を縮小し、違う方法によって幼稚園 教諭の待遇改善に向ける、逆に大幅な債務超過であれば補助額の増加を検討するなどの対 応も考えられ、適切な補助金のあり方を検討する材料となると考えられる。

<改善策>

実績報告において貸借対照表を添付書類として入手するよう要項の記載を改めることが 望ましい。

なお、その際貸借対照表の入手時期は決算後(3月31日以後)となることが想定される ため、実績報告の時期については、実績が確認可能な時期を要領に定めることが望ましい。

No.	30
補助事業名称	ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金
所管課	健康福祉部 子ども家庭福祉課
開始年度	昭和 57 年 10 月 1 日
終了年度	未定
補助目的	ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康を保持し生活の安定を図る
	ため。
補助対象事業の	ひとり親家庭等の医療費助成事業を行う市町村に対し、予算の範囲内
概要	で補助金を交付。
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項

名称	熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領
主な補助対象者	市町村(熊本市を除く)
補助対象経費	市町村がひとり親家庭等の父又は母及び児童に係る医療費の一部負担
	金(社会保険各法による付加給付があるときには、その額を控除した
	額)の 2/3 以上を助成する場合における当該助成に要する経費
補助率	1/2 以内
補助金の効果測	医療費助成延べ件数等。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	153, 229	153, 676	105, 516
交付確定額	143, 207	140, 861	98, 059
交付先件数	45	45	44

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	_

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見	
表題	業務効率化のための書類様式の共通化について	
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性	
	・県独自の単独補助金としての妥当性	
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性	
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性	
	・補助事業の実績報告についての適切性	
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性	
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性	
	・その他	

<発見した事実もしくは現状>

当該補助金については、医療費の補助で支給する相手は市町村であり、No. 27 の熊本県乳

幼児医療費助成事業補助金と共通する点が多い。しかしながら、提出書類の様式は大きく異なっている。

<問題点>

補助金の性質や求められる手続はほぼ同様であるのに対して、書類の様式が異なることで業務の共通化、効率化を阻んでいる。

<改善策>

書類の様式を共通化することが望ましい。なお、No. 27 の熊本県乳幼児医療費助成事業補助金の必要書類は、前期予算との比較や市町村が集計した結果に対する確認などを含んでおり、市町村が算出した補助金額の正確性を検討できる形式となっていることから、熊本県乳幼児医療費助成事業補助金の書類様式をベースとすることが望ましい。

(1)補助金の概要

(1) 補助金の依	
No.	31
補助事業名称	御所浦診療所等建設支援事業補助金
所管課	健康福祉部 医療政策課
開始年度	令和元年度
終了年度	令和5年度
補助目的	島内の医療提供体制の確保のため。
補助対象事業の	天草市が実施する御所浦診療所及び御所浦歯科診療所を集約し、専攻
概要	医・医学生等を育成する研修室と医師住宅も備えた新診療所の建設等
	に要する経費の一部を助成するもの。
交付要綱などの	御所浦診療所等建設支援事業補助金交付要領
名称	熊本県健康福祉補助金等交付要項
	熊本県補助金等交付規則
主な補助対象者	天草市
補助対象経費	天草市における医科・歯科診療所及び医師住宅の建設に要する経費の
	うち、天草市が発行する過疎債の償還所要額の30%
補助率	10/10
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
定方法	

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	15, 697	151, 803	16, 772

交付確定額	15, 285	140, 102	14, 320
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	-	0	0	0%

概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

(1)補助金の概要

. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
No.	32
補助事業名称	御所浦勤務医師等支援事業補助金
所管課	健康福祉部 医療政策課
開始年度	平成 27 年度
終了年度	未定
補助目的	島内の医療提供体制の確保のため。
補助対象事業の	天草市が医師に対して支払う勤務医師手当及び交通費への補助、実習
概要	生受入れに係る旅費・食事代補助、専攻医の受入れに係る旅費等を助成
	するもの。
交付要綱などの	御所浦勤務医師等支援事業補助金交付要領
名称	熊本県健康福祉補助金等交付要項
	熊本県補助金等交付規則
主な補助対象者	天草市
補助対象経費	天草市が医師に対して支払う勤務医師手当及び交通費への補助、実習
	生受入れに係る旅費・食事代補助、専攻医の受入れに係る旅費等
補助率	10/10
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
定方法	

(2) 過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

[※]実績報告書に施工内容の確認写真等を添付している。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	8, 278	7, 661	7, 538
交付確定額	5, 008	6, 084	7, 538
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
\circ	0	_	0	0	_

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4)監査の結果及び意見 該当なし。

No.	33
補助事業名称	地域救急医療支援事業費補助金
所管課	健康福祉部 医療政策課
開始年度	平成23年度(平成25年度までは国庫補助あり)
終了年度	未定
補助目的	熊本型へリ救急搬送体制の効果的な運用のため、地域救急医療体制支
	援病院(熊本医療センター)に対し、搬送先が決まらない患者の最終受
	け入れのための空床確保(1 床分)に要する経費を助成する。
補助対象事業の	ヘリ救急搬送に係る受入困難事案患者の最終的な受け入れ先となるた
概要	めに1床分の空床を確保する。
交付要綱などの	地域救急医療支援事業費補助金交付要領
名称	熊本県補助金等交付規則
	熊本県健康福祉補助金等交付要項
主な補助対象者	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター
補助対象経費	ヘリ救急搬送に係る受入困難事案患者に必要な空床確保等に要する費
	用で、直近の決算数値から次の式により算出される額に当該事業の実
	施日数及び確保する空床の数(ただし、1日当たり1床を上限とする)
	を乗じて得た額
	入院診療収益×(医業費用-材料費)/医業費用/病床数/365日

補助率	1/3
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	3, 188	3, 188	3, 028
交付確定額	3, 188	3, 188	3, 028
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

(4)監査の結果及び意見 該当なし。

No.	34
補助事業名称	総合周産期母子医療センター運営費補助金(単県)
所管課	健康福祉部 医療政策課
開始年度	令和4年度
終了年度	未定
補助目的	周産期母子医療センターを中心に、周産期医療体制整備推進のための
	環境を整備することを目的とする。
補助対象事業の	熊本市民病院に対する総合周産期母子医療センターの運営費補助。
概要	
交付要綱などの	総合周産期母子医療センター運営費補助金(単県)交付要領
名称	周産期医療対策事業等実施要綱
	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
	熊本県健康福祉補助金等交付要項
	熊本県補助金等交付規則
主な補助対象者	熊本市立熊本市民病院

補助対象経費	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費
補助率	10/10
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
定方法	

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	_	_	15, 000
交付確定額	_	_	15, 000
交付先件数	_	_	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	_

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.	35
補助事業名称	周産期医療施設設備整備事業補助金(単県)
所管課	健康福祉部 医療政策課
開始年度	令和4年度
終了年度	未定
補助目的	医療機関への施設・設備整備事業に対して補助することにより、本県に
	おける医療の充実・確保を図る。
補助対象事業の	周産期医療施設に必要な医療機器及びドクターカー等の購入に係る費

概要	用を補助する。
交付要綱などの	周産期医療施設設備整備事業補助金(単県) 交付要領
名称	周産期医療対策事業等実施要綱
	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
	熊本県健康福祉補助金等交付要項
	熊本県補助金等交付規則
主な補助対象者	熊本市立熊本市民病院
補助対象経費	平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生省医務局長通知
	「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期医療
	施設の設備整備事業に要する経費
補助率	10/10
補助金の効果測	効果測定は特段行われていない。
定方法	

年度	令和2年度 令和3年度		令和4年度
予算額※	_	_	64, 014
交付確定額	_	_	63, 956
交付先件数	_	_	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	-	0	0	- (※)

概算払いは行っていない

※ただし、検査調書については補助対象事業先が、物品購入先に対して交付した検査調書の 写しが添付されている。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.	36
補助事業名称	危険ドラッグ対策事業補助金
所管課	健康福祉部 薬務衛生課

開始年度	平成 28 年度
終了年度	未定
補助目的	県内の危険ドラッグ等の薬物相談体制を強化する。
補助対象事業の	県内の危険ドラッグ等の薬物相談体制を強化するため、NPO法人熊
概要	本DARCに対して、危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置及び出張
	相談等に要する経費の一部を補助する。
交付要綱などの	熊本県健康福祉補助金等交付要項
名称	危険ドラッグ対策事業補助金交付要領
主な補助対象者	NPO法人 熊本DARC
補助対象経費	NPO法人 熊本DARCが行う危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設
	置及び出張相談等に要する経費
補助率	2/3
補助金の効果測	危険ドラッグ等相談ダイヤル受付件数
定方法	出張危険ドラッグ等相談件数
	危険ドラッグ等薬物乱用防止出前授業件数

年度	令和2年度 令和3年度		令和4年度	
予算額※	3, 813	3, 813	3, 912	
交付確定額	3, 813	3, 813	3, 912	
交付先件数	1	1	1	

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	_	_

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	実績確認について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性

- ・補助交付団体への指導・監督についての適切性
- ・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
- その他

<発見した事実もしくは現状>

「令和4年度(2022年度)危険ドラッグ対策事業補助金交付要領」においては、実績報告 について次のように定めている。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(規則第5条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受けた日から1か月を経過した日)又は令和5年(2023年)3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、第4号様式によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類として、危険ドラッグ対策 事業補助金精算額調書(第5号様式)、対象経費の実支出額内訳書(第6号様式)及び相談 件数内訳表(第7号様式)を提出するものとする。

令和4年度の実績報告資料を閲覧したところ、当事業は3月31日時点でも補助事業が継続されているが、3月31日時点の見込みによって実績報告が行われている。

当該実績報告は3月31日時点で補助金受領者により集計されたものであり、当該金額に 基づいて補助金交付額の確定が行われている。実績報告は確定した決算に基づくものでは ないが、担当者に質問したところ、実績報告の金額の妥当性、正確性について、特に検証は 行われていなかった。

<問題点>

実質的に3月31日が報告期限であるため、見込みで実績集計が行われるが、集計金額は 決算において確定される金額ではないため、決算において金額が変動する可能性もある。

また、当該補助金は概算払いによって既に支出されており、実績報告は事後的に使途の適切性を確認する手続きであることから、見込みの貸借対照表を用いて実績確認を行う必然性はなく、確定された決算書に基づいて実績を確認すればよい。

<改善策>

見込みの貸借対照表を用いている理由は、提出期限が実質的に3月31日とされており、 当該期限に間に合わせるためである。

No. 5「私立広域通信制高等学校経常費補助金」においては、翌年度において確定した決算書をもって実績報告が行われており、同様に NPO 法人の確定した決算書もって実績確認を行うことが望ましい。

また、この場合、「危険ドラッグ対策事業補助金交付要領」における実績報告期限の見直しを行うことが必要と考えられる。

5. 所管部局:環境生活部

(1)補助金の概要

No.	37
補助事業名称	外国人水銀研究者育成支援事業費補助金
所管課	環境生活部 環境政策課
開始年度	平成 26 年度
終了年度	未定
補助目的	水俣病の経験を有する本県が、国外における水銀対策の進展を図るた
	め、水銀研究者の育成支援を行う。
補助対象事業の	熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院における水
概要	銀研究留学生に対する奨学金制度。
交付要綱などの	外国人水銀研究者育成支援事業実施要綱
名称	外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項
主な補助対象者	熊本県立大学
補助対象経費	留学生の受入れに要する経費及び奨学金の給付に関する経費
	※外国人水銀研究者育成支援事業費補助金交付要項第3条及び第4条
補助率	10/10 以内
補助金の効果測	該当なし(水銀研究者の支援を目的としているため、効果測定指標を設
定方法	定していないが、令和5年3月時点でこれまで10名の留学生が修了し
	ている。)。

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	16, 526	17, 915	17, 883
交付確定額	15, 247	14, 985	17, 274
交付先件数	1	1	1

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

0 0	-	0	0	-*
-----	---	---	---	----

※補助対象経費が主に奨学費や旅費等に充当される支出であるため、実績報告書をもって 検査調書に代えている。

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	研究者の在籍確認について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

当該事業では、海外から受け入れた留学生に対する奨学金、旅費、研究に利用する資材費等を補助対象としている。

補助の前提として留学生が、補助対象となる学術機関に在籍していることが前提となるが、補助金の実績報告時に、補助対象となる留学生が期間を通して当該学術機関に在籍したことを確認した形跡が残されていなかった。

実際には大学が作成した留学生一覧をもとに、支出時点で在籍していることを確認しているとの説明であったが、当該証跡が残されておらず、確認できない状況であった。

<問題点>

補助金申請時に補助対象となっていた留学生が、期間中に当該学術機関に在籍しなくなった場合であっても、補助金の支給対象となってしまう可能性がある。

<改善策>

補助金の申請時に在籍確認をする場合と同様に、実績報告の際において補助対象期間を通じて、補助対象となる研究者が当該学術機関に在籍していることを確認できる証票を徴求し、補助対象となる期間中に在籍が継続していることを確認するとともに、確認した証跡を残しておき、後日再検証できるようにしておくことが望ましい。

(1)補助金の概要

No.	38
補助事業名称	水道広域化施設整備利子補給事業
所管課	環境生活部 環境保全課
開始年度	平成 15 年度
終了年度	令和 14 年度
補助目的	上天草・宇城地域における、水道用水の安定的な供給を図る。
補助対象事業の	上天草・宇城水道企業団が実施した広域水道施設整備事業に対し、企業
概要	債利子償還金の 1/2 を補助。
交付要綱などの	熊本県水道広域化施設整備費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	上天草・宇城水道企業団
補助対象経費	水道広域化施設整備事業に係る企業債利子償還金
補助率	1/2
補助金の効果測	上天草・宇城水道企業団の安定的な運営に資することを目的としたも
定方法	のであるため、効果測定は、特段行っていない。
	(補助対象となる水道用水供給事業は、県内で上記1団体のみ。)

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予算額※	18, 282	16, 660	15, 010	
交付確定額	18, 282	16, 660	15, 010	
交付先件数	1	1	1	

[※]上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	_	0	0	-

施設・設備の購入に関する補助金ではないため、検査調書は徴求していない。また、概算払いは行っていない。

(4) 監査の結果及び意見

該当なし。

No.	39
補助事業名称	部落解放同盟熊本県連合会事業費補助金
所管課	環境生活部 人権同和政策課
開始年度	昭和 50 年度
終了年度	未定
補助目的	部落差別(同和問題)の早期解決を目的とする啓発事業等の推進を図る
	ため。
補助対象事業の	部落差別(同和問題)の早期解決を目的とする啓発、指導者の育成をは
概要	じめとする自立向上支援、産業振興等に係る事業及び活動に要する経
	費に対し、予算の範囲内で補助する。
交付要綱などの	部落解放同盟熊本県連合会事業費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	部落解放同盟熊本県連合会
補助対象経費	部落解放同盟熊本県連合会が実施する部落差別 (同和問題) の早期解決
	を目的とする事業及び活動に要する経費。
	事業:(1) 啓発研修、(2) 人材育成研修
	活動:(3)相談・支援、(4)折衝・調整
補助率	10/10 以内
補助金の効果測	補助金の対象となる団体の活動は、部落差別(同和問題)の解消のため
定方法	に実施する研修や相談・支援等の取組みが中心。このため、効果測定に
	係る評価指標の設定が難しいことから、実績報告書により研修等への
	参加人数等を把握し、活動量からの評価を行っている。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	11,875	11,875	11, 875
交付確定額	11, 250	11,875	11, 875
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	-*

※補助対象経費が主に旅費や消耗品の購入等であるため、実績報告書をもって検査調書に 代えている。

(4) 監査の結果及び意見

指摘・意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金額算定根拠の明確化について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

補助金の予算額について、平成26年以降一定額となっている。

担当部署の説明によると、予算額については補助対象事業者への質問を基に、その年度にかかる経費の概算額に基づいて定めているということであるが、当該上限額については過去10年間一定である。

補助対象事業にかかる経費は、毎年度一定の事業を行っていれば大きく変動はしないものと考えられるが、当該事業の場合、実際にはコロナ禍の影響で活動内容が制約された令和2年度において、事業経費が予算を下回っており、補助金交付額も予算を下回っている。

<問題点>

当該事業のように、事業者の活動を支援する補助金については、事前に補助対象事業にかかる支出額を見積り、補助金予算を算定すべきところ、主に過去の実績を基準として予算が決められており、現時点における補助対象経費に対して、予算額が妥当であるか判断された形跡がない。また、補助金の減額が見込まれる状況にあっても、それに対応した当初予算の設定もしくは補正予算の必要性を検討した形跡がない。

<改善策>

補助金予算算定の際に補助対象経費の範囲及び見込み額や、補助対象事業者の財務状況 をできる限り正確に把握したうえで補助金予算を策定することが望ましい。

そのためには、補助事業に対する実績報告のほか、補助対象事業者の決算書を徴求し、補助対象事業者の財務状況なども加味したうえで、補助金の要否を定期的に見直すことが考えられる。

(1)補助金の概要

No.	40
補助事業名称	全日本同和会熊本県連合会事業費補助金
所管課	環境生活部 人権同和政策課
開始年度	昭和 52 年度
終了年度	未定
補助目的	部落差別(同和問題)の早期解決を目的とする啓発事業等の推進を図る
	ため。
補助対象事業の	部落差別(同和問題)の早期解決を目的とする啓発、指導者の育成をは
概要	じめとする自立向上支援、産業振興等に係る事業及び活動に要する経
	費に対し、予算の範囲内で補助する。
交付要綱などの	全日本同和会熊本県連合会事業費補助金交付要項
名称	
主な補助対象者	全日本同和会熊本県連合会
補助対象経費	全日本同和会熊本県連合会が実施する部落差別(同和問題)の早期解決
	を目的とする事業及び活動に要する経費
	事業:(1) 啓発研修、(2) 人材育成研修
	活動:(3)相談・支援、(4)折衝・調整
補助率	10/10 以内
補助金の効果測	補助金の対象となる団体の活動は、部落差別(同和問題)の解消のため
定方法	に実施する研修や相談・支援等の取組みが中心。このため、効果測定に
	係る評価指標の設定が難しいことから、実績報告書により研修等への
	参加人数等を把握し、活動量からの評価を行っている。

(2)過去3年間の補助金の予算額、交付確定額及び交付先件数 (単位:千円・件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額※	10, 030	10, 030	10, 030
交付確定額	7, 500	8,000	10, 030
交付先件数	1	1	1

^{**}上記予算額は、最終予算額(繰越額を含む)とする。

(3) 必要書類の確認

交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書
0	0	0	0	0	-*

[※]補助対象経費が主に旅費や消耗品の購入等であるため、実績報告書をもって検査調書に

代えている。

(4) 監査の結果及び意見

指摘·意見区分	指摘事項・意見
表題	補助金額算定根拠の明確化について
監査要点	・補助対象の適切性、公益上の必要性
	・県独自の単独補助金としての妥当性
	・補助金の申請、決定、交付などの手続きについての適切性
	・補助金額の算定及び交付時期についての適切性
	・補助事業の実績報告についての適切性
	・補助交付団体への指導・監督についての適切性
	・補助事業の効果測定及びそのフィードバックについての適切性
	・その他

<発見した事実もしくは現状>

補助金の予算額について、平成26年以降一定額となっている。

担当部署の説明によると、予算額については補助対象事業者への質問を基に、その年度にかかる経費の概算額に基づいて定めているということであるが、当該上限額については過去10年間一定である。

補助対象事業にかかる経費は、毎年度一定の事業を行っていれば大きく変動はしないものと考えられるが、当該事業の場合、実際にはコロナ禍の影響で活動内容が制約された令和2,3年において、事業経費が予算を下回っており、補助金交付額も予算を下回っている。

<問題点>

当該事業のように、事業者の活動を支援する補助金については、事前に補助対象事業にかかる支出額を見積り、補助金予算を算定すべきところ、主に過去の実績を基準として予算が決められており、現時点における補助対象経費に対して、予算額が妥当であるか判断された形跡がない。また、補助金の減額が見込まれる状況にあっても、それに対応した当初予算の設定もしくは補正予算の必要性を検討した形跡がない。

<改善策>

補助金予算算定の際に補助対象経費の範囲及び見込み額や、補助対象事業者の財務状況をできる限り正確に把握したうえで補助金予算を策定することが望ましい。

そのためには、補助事業に対する実績報告のほか、補助対象事業者の決算書を徴求し、補助対象事業者の財務状況なども加味したうえで、補助金の要否を定期的に見直すことが考えられる。